

（仮称）春日井市地域共生プラン 2025

第5次春日井市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画

<中間案>

令和6年9月

春日井市

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 数値でみる春日井市の現状	5
1 人口の状況	5
2 高齢者の状況	6
3 障がい者の状況	7
4 こどもに関する状況	8
5 生活保護に関する状況	9
6 町内会の状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 計画の理念	11
2 基本目標	11
3 計画の体系	12
4 施策の関連性	13
5 計画の扱う範囲と地域の捉え方	16
第4章 施策の展開	17
施策1 住民主体活動の取組みの強化	18
施策2 地区社会福祉協議会・ボランティア活動の支援	24
施策3 相互理解の促進	39
施策4 地域の支え合いの推進	43
施策5 包括的な相談支援体制の強化	48
施策6 社会参加の促進	51
施策7 再犯防止の推進	56
施策8 総合的な権利擁護支援の推進	61

第1章 計画の策定にあたって

1 | 計画策定の趣旨と背景

(1) 人・地域・社会を取り巻く環境の変化

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、生活様式や価値観の多様化、さらに職場や隣近所の人と人、地域のつながりの希薄化など、暮らしの基盤である地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会状況を背景に、8050問題やダブルケア、虐待や社会的孤立、差別や排除、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラーという従来の福祉制度では十分に対応できない複雑・複合化した地域生活課題が顕在化しており、地域住民と専門職、行政が協働できる基盤づくりが求められています。

(2) 制度福祉と地域福祉との協働

制度福祉とは、法律や制度による社会福祉（介護保険、障がい福祉、児童福祉、生活保護など）であり、対象者別の福祉サービスや相談支援の実施体制を意味しています。地域福祉とは、地域による社会福祉であり、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、事業者などが、制度以外の自発的で開発的な地域活動を意味しています。

人や地域、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、制度の狭間や制度を超えた地域生活課題に対応するためには、制度福祉間の連携と、制度福祉と地域福祉との協働を推進する体制整備が重要です。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組み

国は、平成30年に社会福祉法（昭和26年法律第45号）を改正し、市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし、「我が事」「丸ごと」の地域福祉を推進することとしています。

地域共生社会とは？

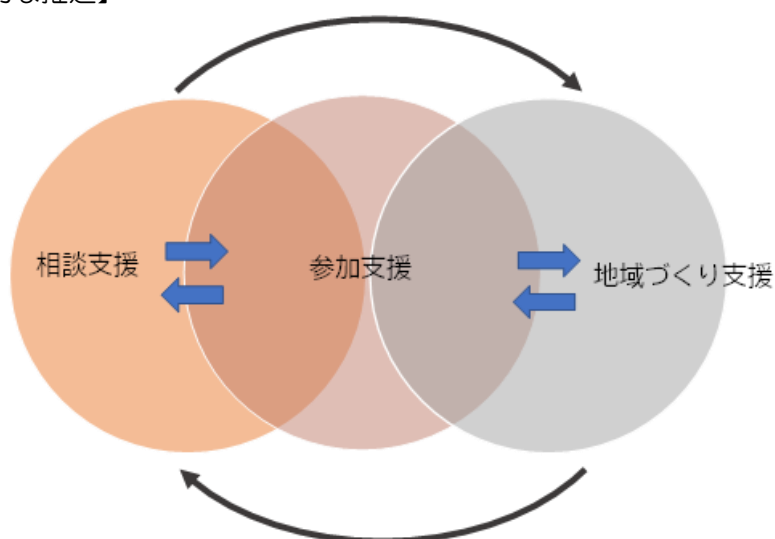
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会

春日井市（以下「本市」という。）と春日井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）は、令和2年3月に「春日井市地域共生プラン（第4次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「第4次計画」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向け、地域ケア会議を活用した住民主体の地域づくりの取組みを推進し、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。

（４）重層的な支援体制の構築

地域共生社会の実現に向け、令和３年の社会福祉法の改正では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。多様化・複雑化する福祉課題について、既存の相談体制を分野横断的に連携し、お互いに気にかけてあう地域を育み、すべての市民の安心と社会参加、つながりやいきがいを持てる包括的な支援体制を構築することが重要となっています。本市においても、令和４年度から推進員を配置し、地域を基盤とした重層的な支援体制の構築に取り組んでいます。

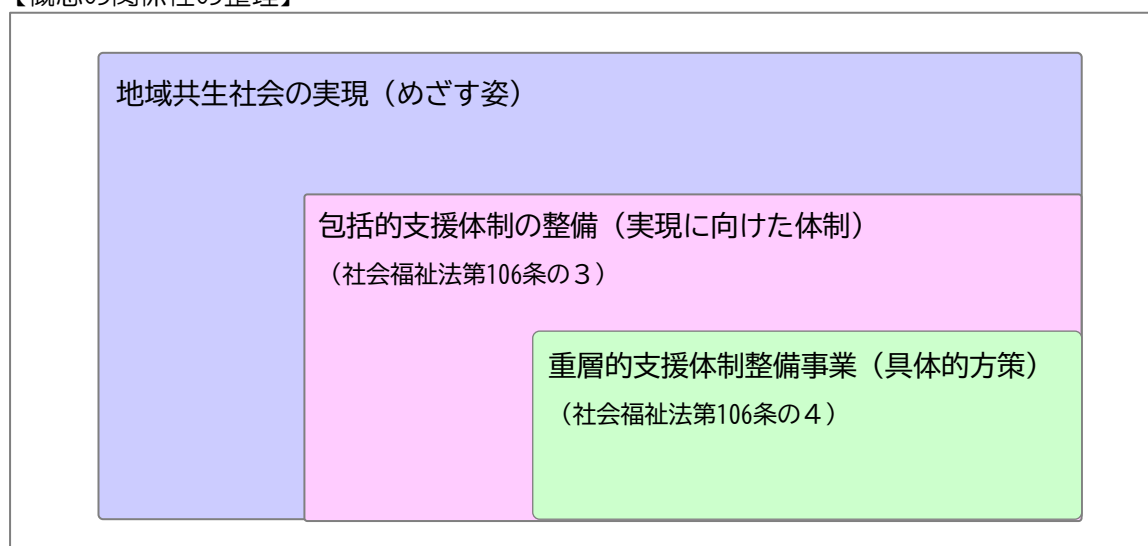
【３つの支援の一体的な推進】



（５）地域共生プラン改定の趣旨

こうしたことから、令和６年度に第４次計画の計画期間が終了することに伴い、地域社会を取り巻く変化や、多様化・複雑化する福祉課題に対応し、多様な主体が参画する地域福祉の推進を図るため、「春日井市地域共生プラン（第５次春日井市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

【概念の関係性の整理】



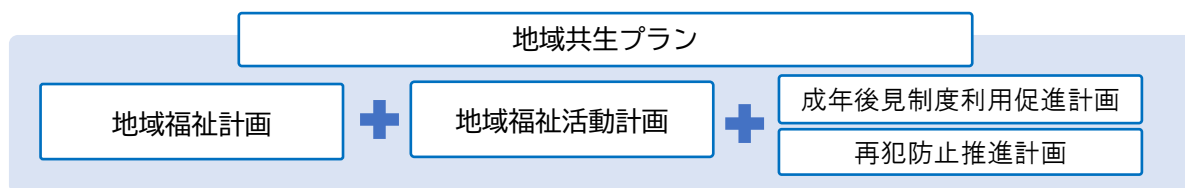
2 | 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村福祉計画」として位置づけます。

また、市と市社会福祉協議会がさらなる緊密な連携を図り、両輪となって地域福祉を推進するため、社会福祉協議会が策定する地域住民等の活動・行動計画である「福祉活動計画」を一体的に策定します。

あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

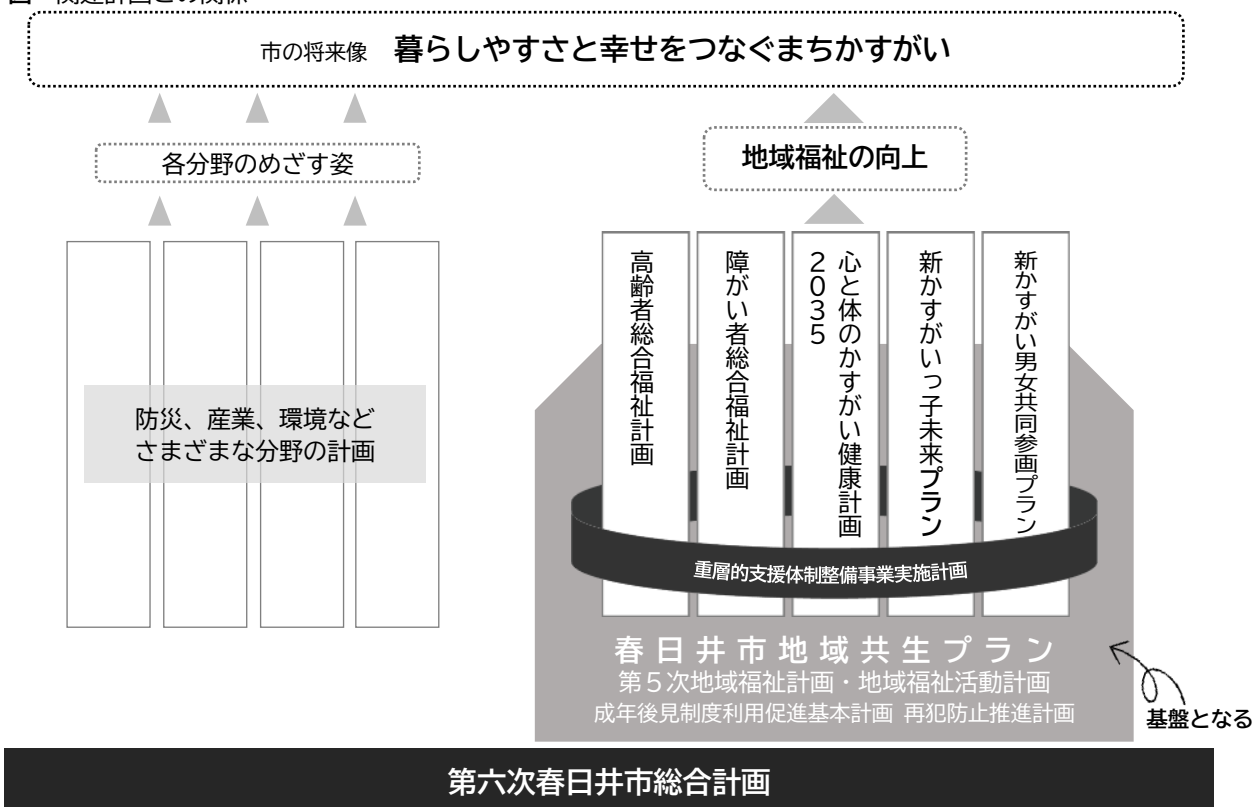


(2) 関連計画との関係

本計画は、「第六次春日井市総合計画」に基づき、本市の地域福祉を推進する指針となる計画です。

高齢者、障がいのある人、児童、生活困窮などの福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める基盤となる計画で、福祉のみならず、医療、保健、教育、防災、住まい、雇用、防犯など市民生活全般の各分野との整合性や連携を意識したものとします。

図 関連計画との関係



3 | 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じて見直します。

表 計画の期間

計画名	年度	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
春日井市総合計画		第六次（2024-2027）			次期計画	
春日井市地域共生プラン		第5次（2025-2029）				
春日井市高齢者総合福祉計画		第9次（2024-2026）		次期計画		
春日井市障がい者総合福祉計画		第6次（2024-2026）		次期計画		
心と体のかすがい健康計画 2035		2024-2035				
新かすがいっ子未来プラン		2025-2029				
かすがい男女共同参画プラン		第3次（2022-2026）		次期計画		
〔愛知県〕あいち福祉医療保健ビジョン 2026		2021-2026		次期計画		

第2章 数値でみる春日井市の現状

1 | 人口の状況

人口は、平成22年以降減少が続いており、令和2年には総人口は303,435人、高齢化率は25.8%となっています。また、外国人の人口の割合が高くなっており、平成27年から約10年間で3,000人以上増加しています。

図 人口の推移

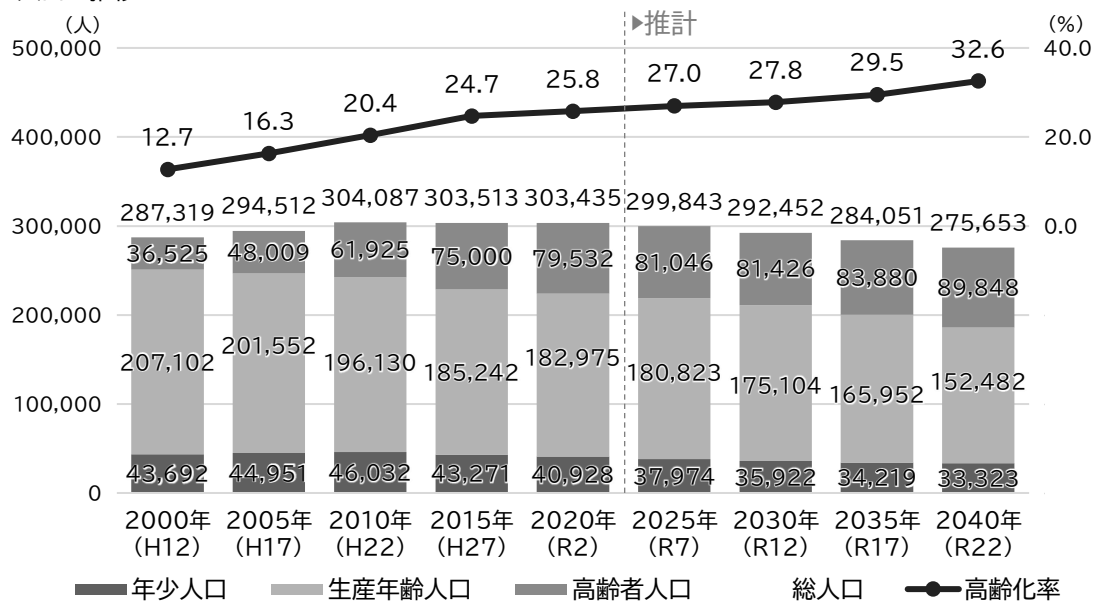
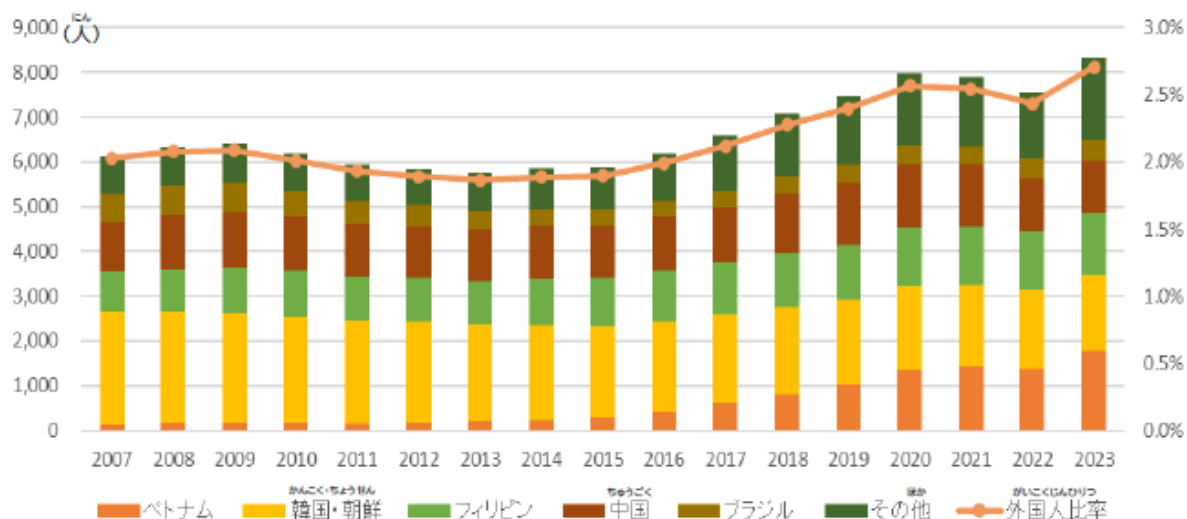


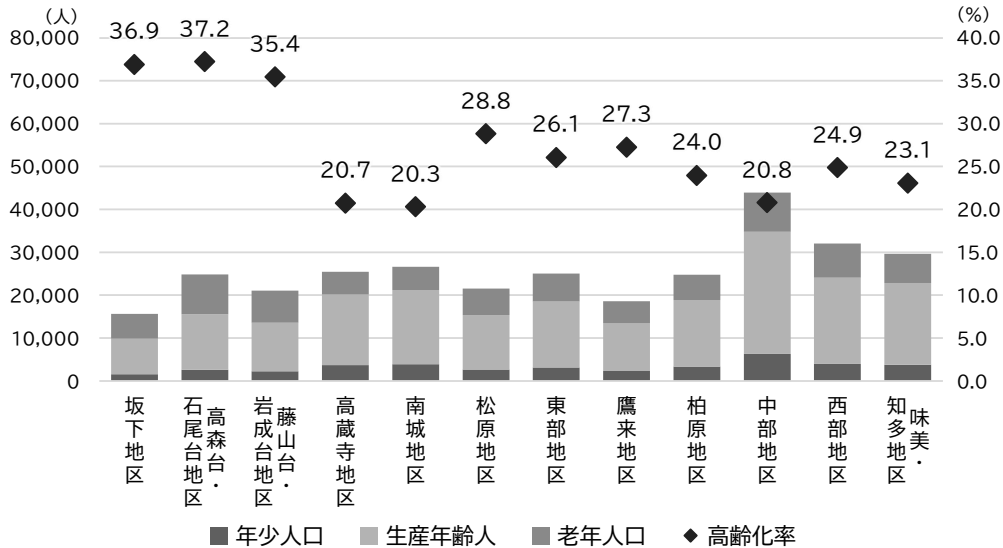
図 外国人住民人口と外国人比率の推移



2 | 高齢者の状況

日常生活圏域ごとの高齢化率は、高森台・石尾台地区で37.2%と最も高く、南城地区で20.3%と最も低くなっています。

図 日常生活圏域ごとの高齢化率（令和5年10月1日現在）



高齢者単身世帯数は増加し続けており、令和2年には14,040世帯、総世帯数に占める割合は10.8%となっています。

認知症高齢者数は、令和2年以降増加し続けており、令和5年には7,986人となっています。要介護認定者に占める割合は50%台で推移しています。

図 高齢者単身世帯数の推移

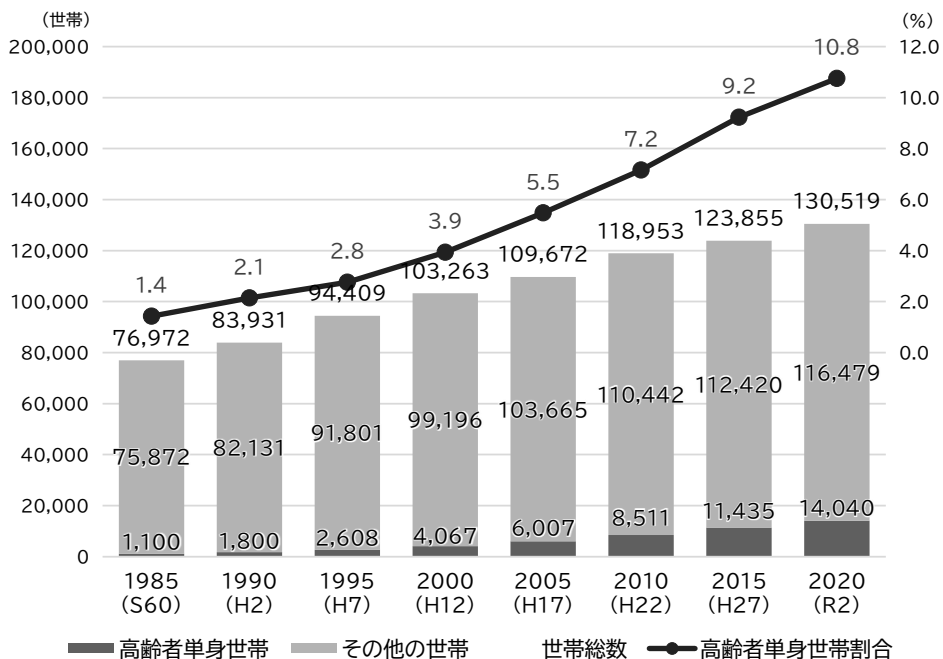
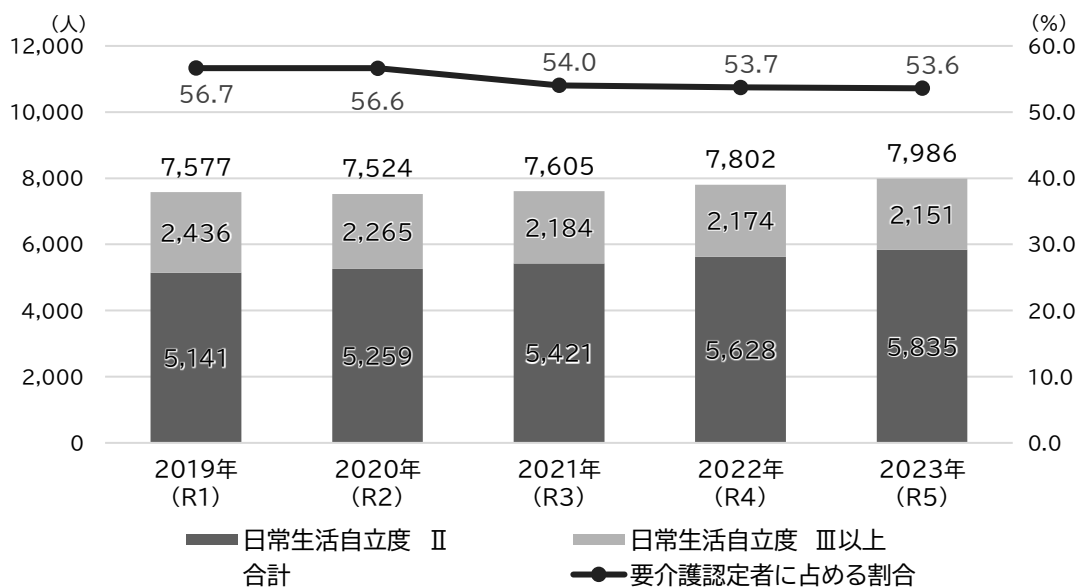


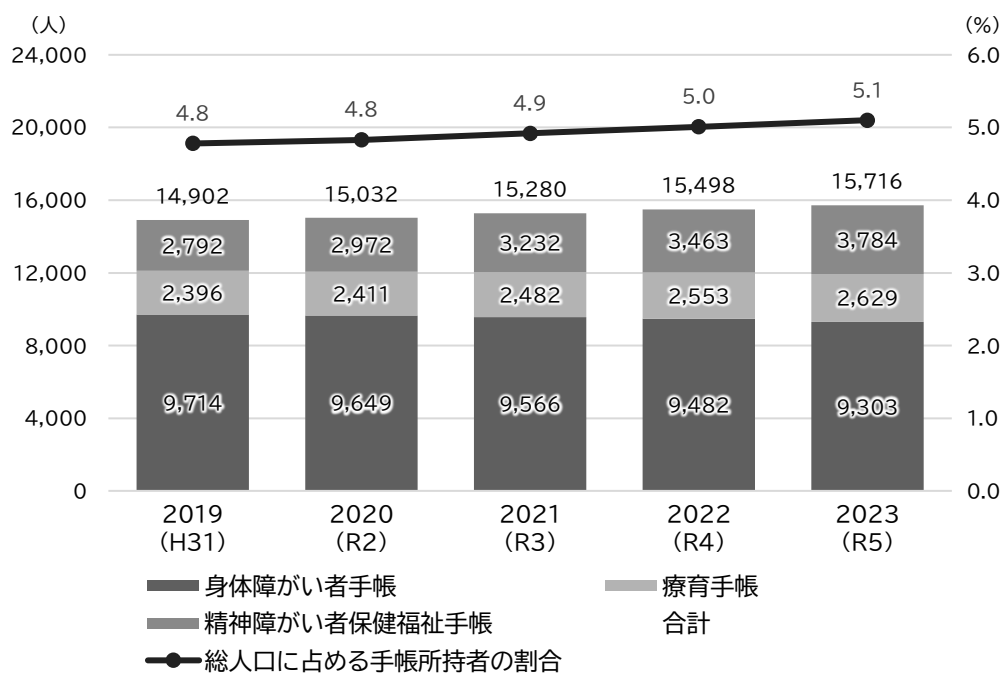
図 認知症高齢者数の推移



3 | 障がい者の状況

全体の障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、総人口に占める手帳所持者の割合も横ばいまたは、増加傾向にあります。種別ごとに比較すると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ増加傾向となっています。

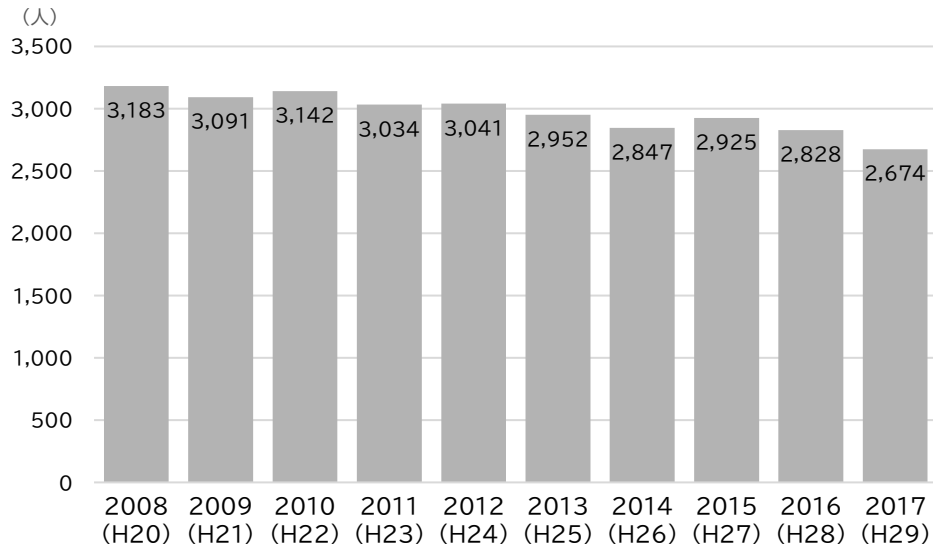
図 障がい手帳所持者数の推移



4 | こどもに関する状況

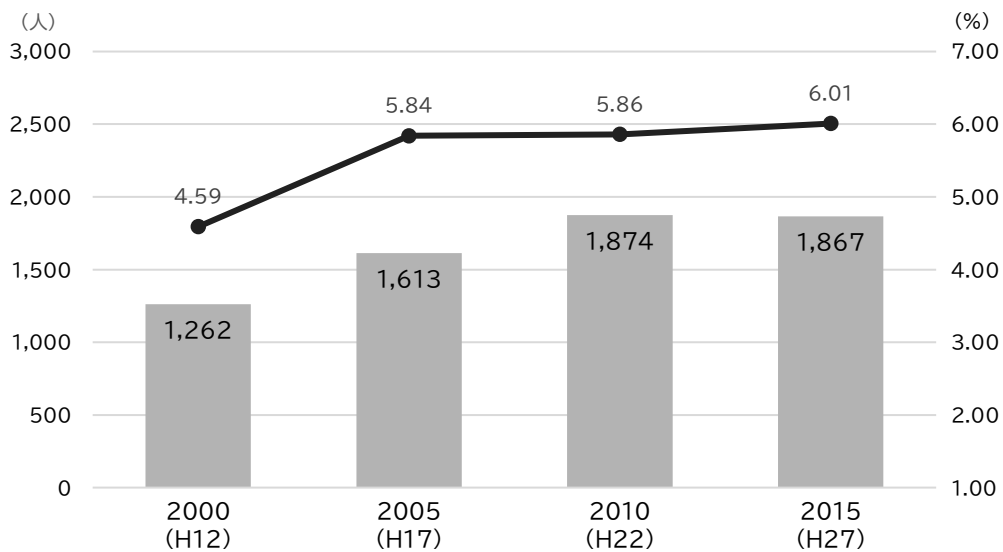
本市の出生数は平成 29 年実績で 2,674 人となっており、過去 10 年は減少傾向に推移しています。

図 出生数の推移



ひとり親世帯の数と一般世帯数に対する割合は、平成 12 年に比べるとそれぞれ増加傾向にあります。平成 22 年から平成 27 年において、世帯数はほぼ横ばいであるが、割合は増加しています。

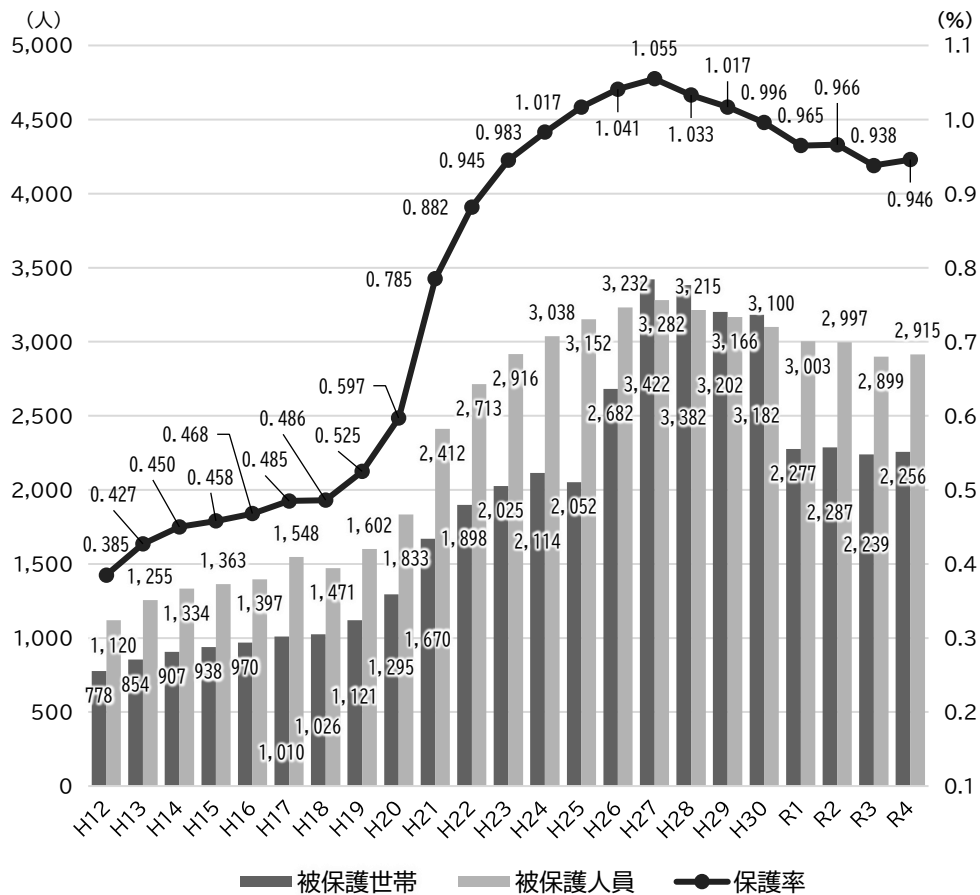
図 18 歳未満世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移



5 | 生活保護に関する状況

被保護世帯数、被保護人員及び保護率は、平成 20 年前後から急激に増加を続けており、平成 27 年をピークに減少傾向にあります。直近の令和元年から令和 4 年までほぼ横ばいに推移しています。

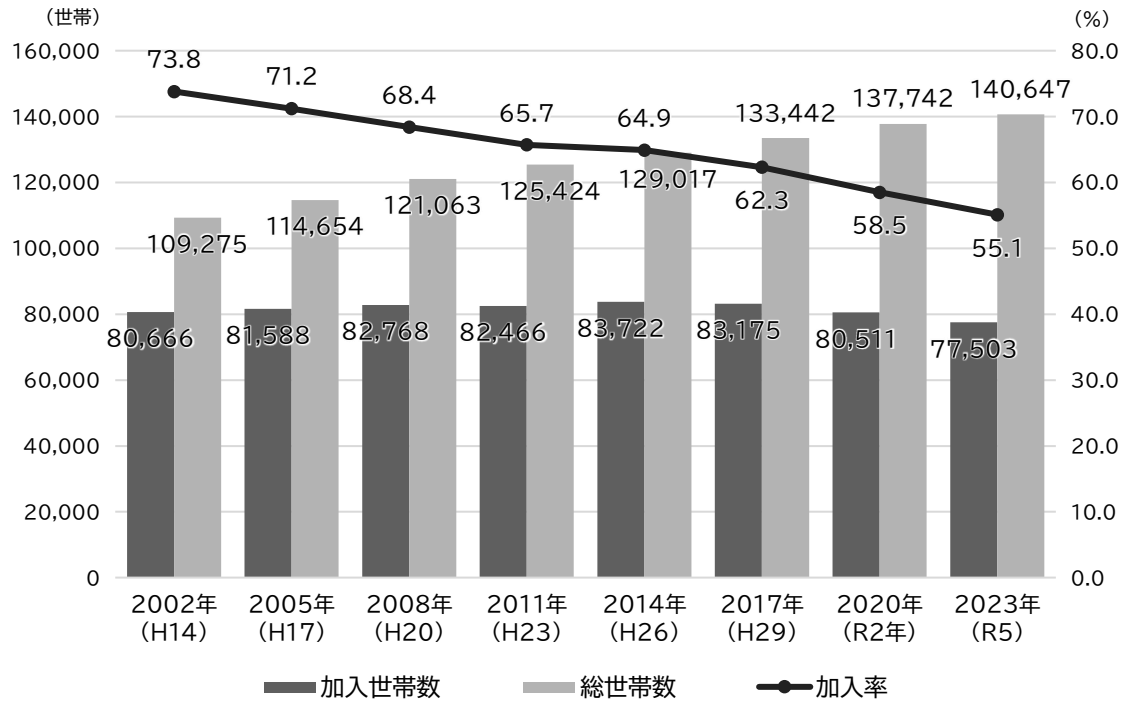
図 生活保護世帯・人員数及び保護率の推移



6 | 町内会の状況

総世帯数は増加し続けている一方で、町内会加入世帯数は近年減少しており、令和5年には77,503世帯となっています。町内会加入率は、減少し続けており、令和5年には55.1%となっています。

図 町内会加入世帯数及び加入率の推移



第3章 計画の基本的な考え方

1 | 計画の理念

基本理念

キーワード

つながり、いきがい、人と地域づくり、安心、自律

2 | 基本目標

● 基本目標1 支え、支えられる人と地域を育む

地域住民相互が、お互いを気に掛け合い、ともに支え合う地域を育むため、地域を基盤とした住民主体の活動や交流、見守り、助け合いの推進、相互理解の促進を図ります。

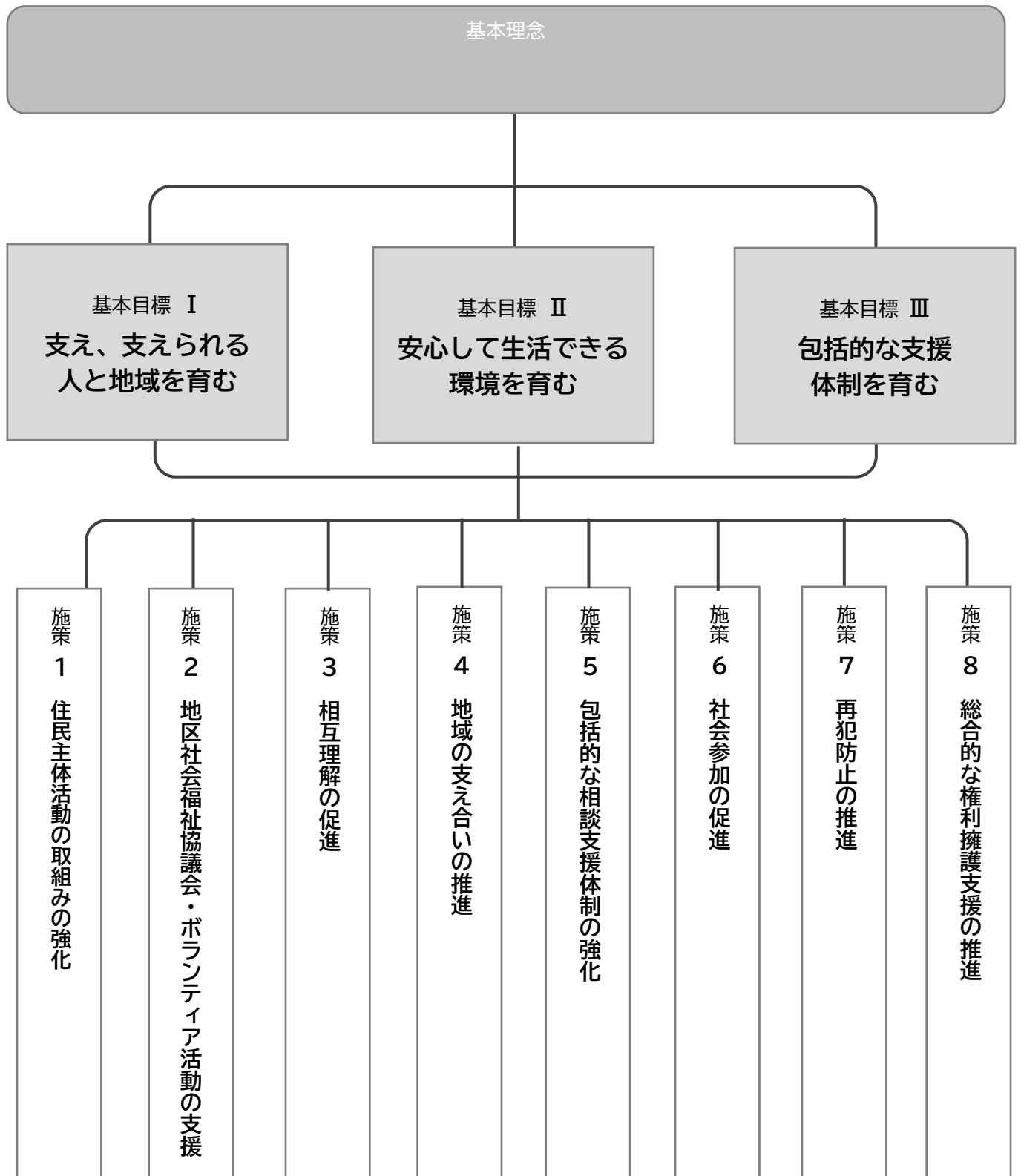
● 基本目標2 安心して生活できる環境を育む

あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を育むために、地域での見守り体制の強化や孤立防止、災害対策等に取り組めます。

● 基本目標3 包括的な支援の体制を育む

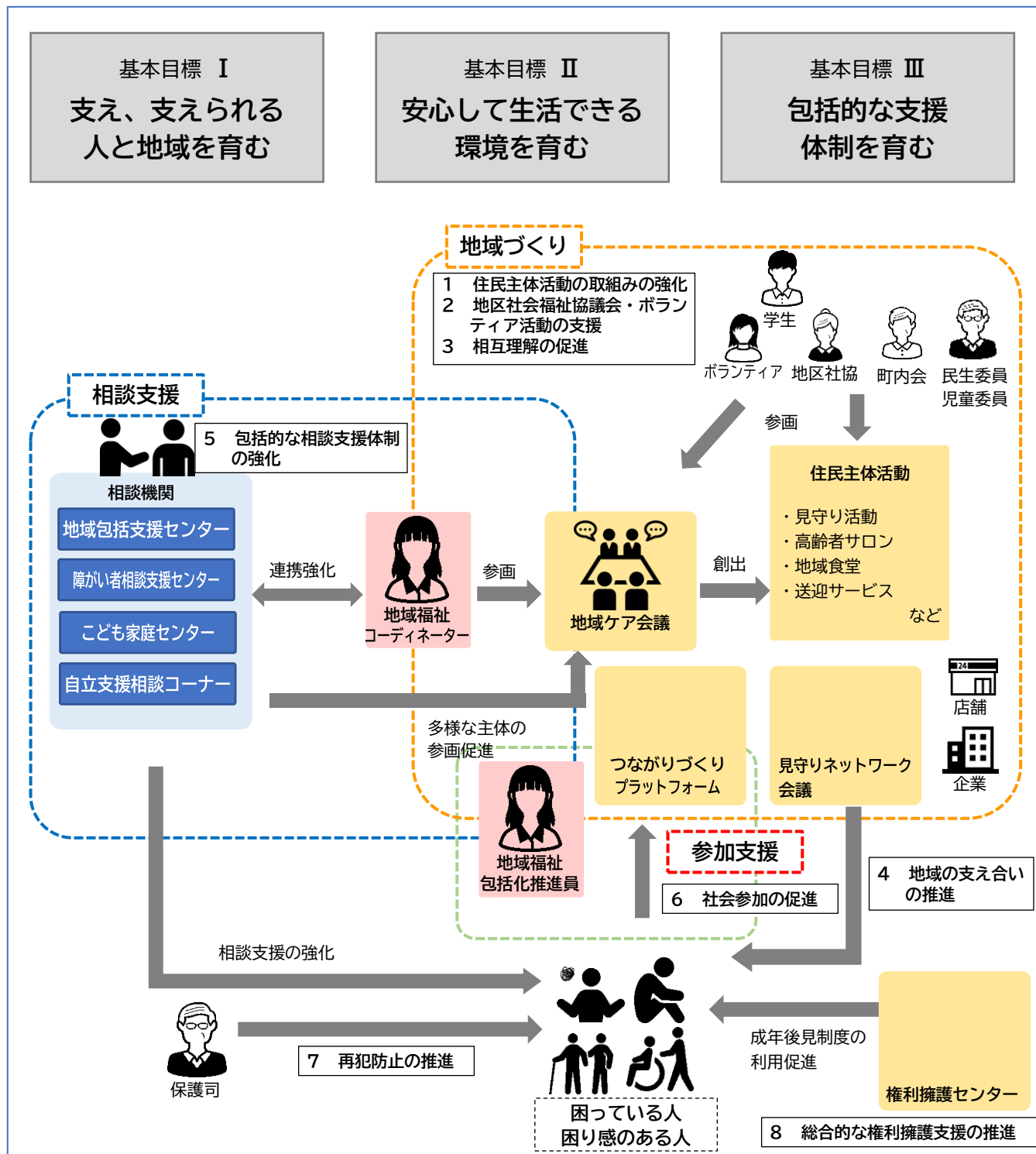
生活に生きづらさや困りごとを抱えた方が自分らしく暮らすことのできる体制を育むために、相談支援機関の連携や住民と専門職との協働など、包括的な支援体制の強化に取り組めます。

3 | 計画の体系



4 | 施策の関連性

相談支援や参加支援、地域づくりの一体的な推進体制と本計画の各施策の関連性は、次のとおりです。



地域には、各施策を推進する役割を持つ担い手が多く活動しています。

・地域福祉コーディネーター



・地域包括支援センター



・障がい者生活支援センター



・こども家庭センター



・自立支援相談コーナー



・民生委員・児童委員



・住民主体活動団体



・地区社会福祉協議会



・地域住民

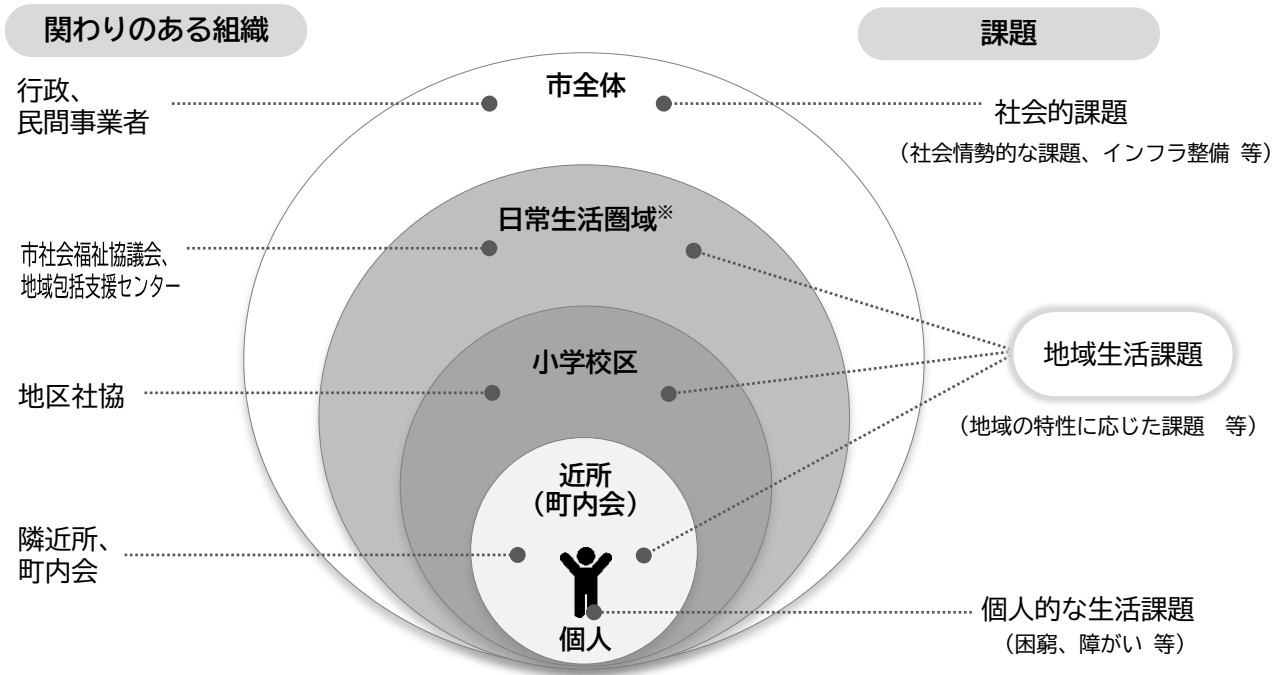


5 | 計画の扱う範囲と地域の捉え方

(1) 地域福祉の圏域の考え方

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、下記の4つの層に分類します。

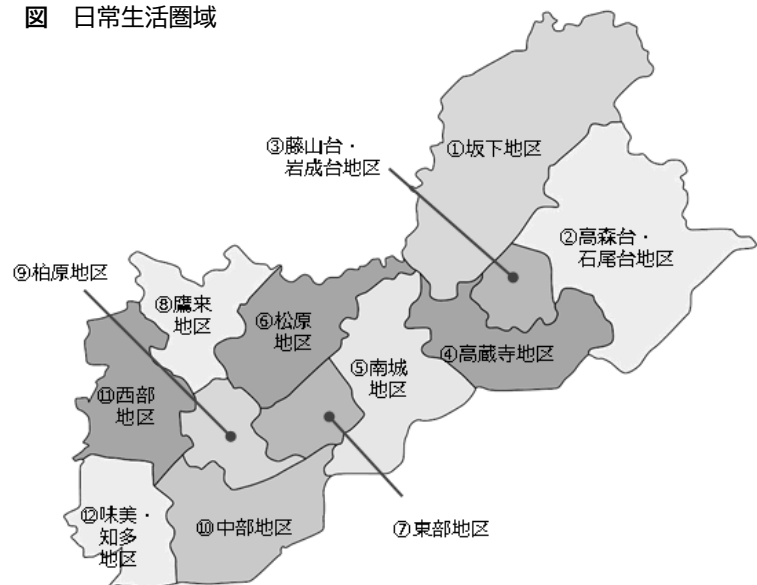
図 春日井市における地域福祉の圏域



(2) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情等、様々な社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域として、介護保険法により設定することとされています。春日井市では中学校区を基本に12圏域を設定し、地域包括支援センターの担当区域ごとに地域の生活課題を把握し、解決するしくみづくりを展開しています。

図 日常生活圏域



第4章 施策の展開

<施策の展開の見方>

本章は、基本目標、施策ごとに次の項目を記載しています。

2 地区社協・ボランティア活動の支援

現状

- 地域課題の増加、多様化に加え、町内会などの加入率が低下するなど地域活動の担い手の不足が懸念される中で、誰もが地域の担い手として活躍できるための環境を整えることが必要です。
- 地区社協を中心とした住民主体のサロンについては、子育てサロン・高齢者サロンともに令和3年度から令和4年度にかけて利用者数・活動回数、実施回数のすべてにおいて増加しています。どちらのサロンにおいても利用者が活動者を上回っています。特に高齢者サロンでは利用者が活動者の約2倍となっており、支援の受け手と支え手のバランスが崩れてきています。
- ボランティア活動の促進にあたっては、ささえ愛センター（市民活動センター）やボランティアセンターを中心に活動に関する相談や各種講座などの開催、情報発信などを行っています。
- 市民活動団体数は200団体前後で推移していますが、会員数は減少傾向にあります。活動者が高齢化する一方で、定年の延長などにより新たな担い手の確保が難しい状況です。

図● 子育てサロンの実施回数・利用者数・活動者数の推移

年度	実施回数 (回)	利用者数 (人)	活動者数 (人)
2020年度 (R2)	66	1,405	297
2021年度 (R3)	91	1,008	247
2022年度 (R4)	179	2,212	1,035
2023年度 (R5)	159	2,244	1,293

図● 高齢者サロンの実施回数・利用者数・活動者数の推移

年度	実施回数 (回)	利用者数 (人)	活動者数 (人)
2020年度 (R2)	332	5,403	2,716
2021年度 (R3)	391	6,009	3,023
2022年度 (R4)	685	11,178	5,879
2023年度 (R5)	721	12,852	5,845

資料：●●課

施策名

施策に関連した春日井市の現状を掲載しています。

現状に関連する統計データをグラフで掲載しています。

現状を踏まえて、今後やるべきことの方方向性を記載しています。

図● 市民活動団体数及び会員数の推移

年度	団体数 (団体)	会員数 (人)
2019年 (H31)	208	20,119
2020年 (R2)	199	12,793
2021年 (R3)	205	14,835
2022年 (R4)	206	14,635

資料：●●課

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 市民活動団体の活動促進
- 新たな担い手、団体の発掘

みんなの声

地区社協は地域の担い手として非常に強力な存在。同じような機能を持ったグループができてくるとよい。

(地域福祉コーディネーター)

地区社協等の役員となるインセンティブが必要ではないか。

(地域福祉コーディネーター)

地区社協では、ボランティア協力員の高齢化が進み、新たな人材の育成が図みとなっている。

(協議会委員)

施策

1 地区社協の活動の支援

活動費の助成や情報提供、地区社協間の連絡調整など、地域に根付いた活動を実施する地区社協の取り組みを支援し、福祉活動の充実を図ります。

- 高齢者サロンに対する支援の充実
- 子育てサロンに対する支援の充実

2 ボランティア活動の支援

見守り活動や助け合い活動など、あらゆるボランティア活動を推進するとともに、市内におけるボランティア活動の状況の周知や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を広げる支援をします。

- 移動支援や買い物支援など、地域の実情にあった工夫やアイデアに基づいた支援策の検討
- いきいきポイント事業の推進
- 総合的な福祉拠点（ボランティアセンター機能の強化）の整備

指標

指標	現状値	目標
1		
2		

本計画を策定するにあたって、収集した市のみなさんの声を掲載しています。地域福祉計画推進協の委員や地域福祉コーディネーターへのヒアリング、地域ケア会議などの意見です。

具体的な施策ごとの方向性を掲載しています。網掛け部分は具体的な取り組みです。

施策の成果を図るための指標です。

施策1 住民主体活動の取組みの強化

現 状

● 高齢分野の地域づくりの取組みは前進

本市では、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、地域ケア会議などのしくみにより、住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進しています。

コロナ禍により一時的に縮小したり、中止せざるを得なかった時期もありましたが、取組みは徐々に拡大しており、高齢者サロンや見守り活動、体操教室や健康麻雀など、それぞれの地域で特色のある活動が行われています。（P22,23 参照）

こうした地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターのスタッフによると、障がいのある方の困りごとについては、福祉サービスの利用に繋げることが多く、地域との関わりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区ごとに担当の保健師がおり、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、困りごとのある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

地域福祉コーディネーター活躍中

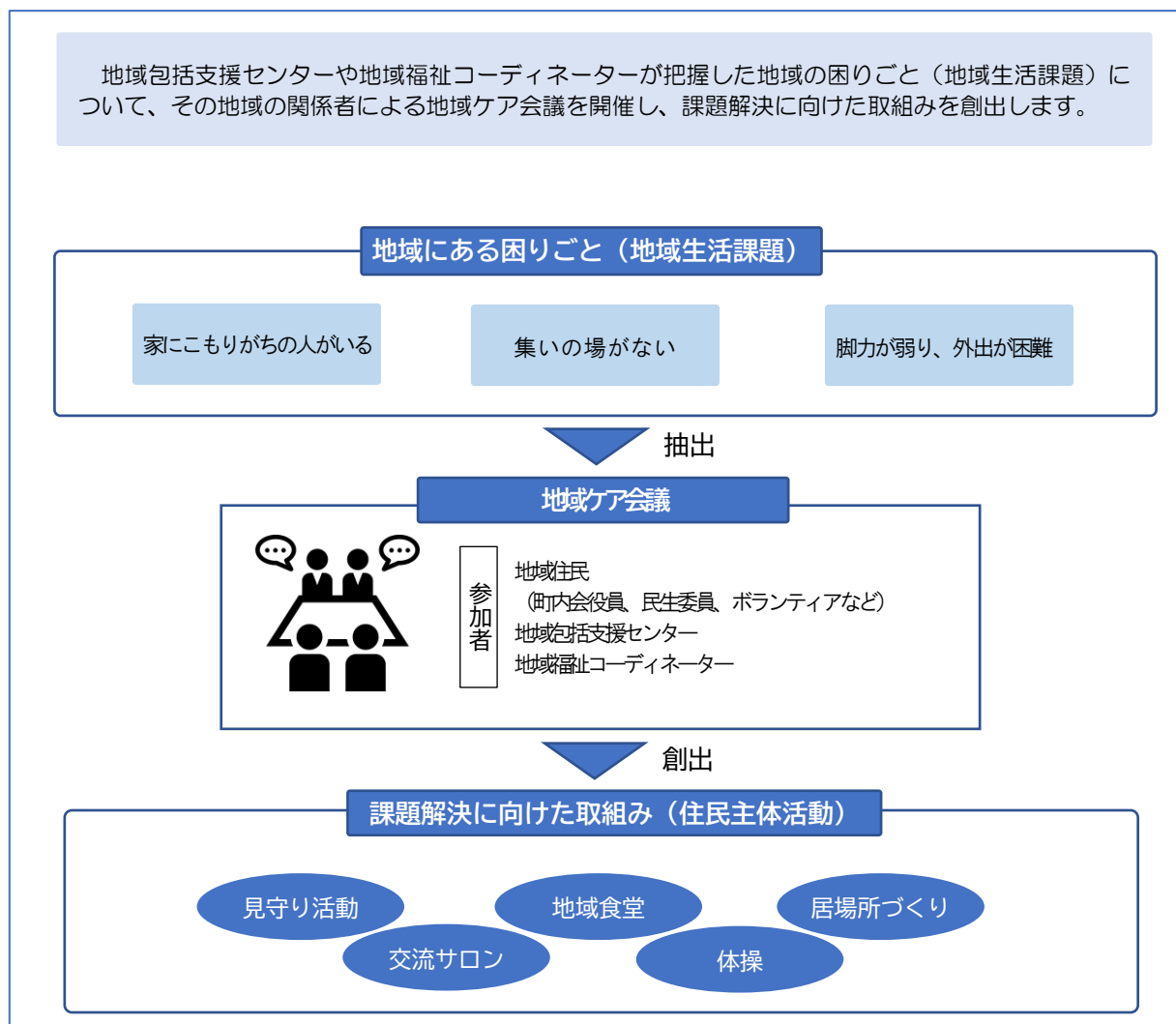
地域福祉コーディネーターは、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、生活支援等サービスの資源開発、地域の関係者やサービス提供者のネットワークの構築、地域ニーズの把握と取組みのマッチングなどを行い、生活支援等サービスの体制整備を推進しています。市社会福祉協議会が受託しており、令和6年度から高齢者に限らず、社会的孤立の予防やあらゆる地域住民を対象とした支援に業務を拡大しています。

現在、市では1人の地域福祉コーディネーターが2か所の日常生活圏域を担当し、地域包括支援センターや町内会、地区社協などとの情報交換や、地域で活躍する住民との関係の構築、地元事業者やNPO団体と地域活動のマッチングなどに取り組んでいます。

写真

写真

【地域ケア会議による住民主体活動の創設】



● 担い手不足は深刻

一方で、地域の担い手の不足が顕著となっています。地域福祉コーディネーターへのヒアリングでは、担い手が固定化しており、全体に高齢化している傾向にあることや新たな地域づくり人材に出会うことが少なくなっていることが指摘されています。また、町内会や子ども会の加入率の減少に歯止めがかからない状況となっており、従来からの地域コミュニティの様態が変化している状況です。

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 地域内のネットワーク構築、社会活動の推進
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 市、社会福祉協議会、企業、大学が連携した地域の支援体制の構築
- 担い手同士の横のつながりの構築
- 住民主体活動のさらなる拡大
- 障がいのある人やこども、社会的孤立状態にある人のニーズに即した住民主体活動の推進
- すべての人を対象とした地域包括ケアシステムの構築

みんなの声

今まで参画してもらっていない団体や個人にアプローチしてはどうか。

(協議会委員)

P T Aや子ども会に新たな担い手の発掘のアプローチをしてはどうか。

(協議会委員)

学生が地域活動に参加したいときに相談できる場所があるといい。

(地域福祉コーディネーター)

具体的な取組み

1 住民主体活動の 拡大の促進

住民主体活動の好事例の横展開や活動の発展に向け、住民主体活動に関する情報の共有や地域における新たな担い手づくり、発掘を推進します。

- ・地域福祉コーディネーター主体による住民主体活動の情報発信
- ・地域の中で生まれた活動や好事例を他地区へつなぐ機会の創出
- ・PTA や子ども会、各種団体など、強みを持った担い手になる可能性のある人材へのアプローチ

2 多様な主体の参画 促進

地域の事業者、大学生、町内会や地域の活動団体など、多様な主体の住民主体活動への参画を促進します。

- ・企業や学生など新たな人材との協働による、既存の枠組みを超えた連携

3 地域福祉コーディ ネーターの機能強 化

地域のつながりづくりや住民主体活動の支援を充実させるために地域福祉コーディネーターの機能強化をめざします。

- ・潜在的な課題を把握し、解決に向け検討する場の設置・運営
- ・地域資源の把握及び整理

4 支援機関と地域福 祉コーディネータ ーの連携強化

地域包括支援センターや障がい者生活支援センター、こども家庭センターなどの支援機関と地域福祉コーディネーターの連携を強化し、きめ細やかな地域生活課題の把握に取り組みます。

- ・多分野の機関への地域福祉コーディネーターの役割や働きの周知
- ・支援機関と地域福祉コーディネーターとの情報共有の促進

5 民民協働の推進

多様なニーズに対応するために、民間のサービスを活用した民民協働を推進し、新たな価値を創出します。

- ・多様な民間企業の参画
- ・社会福祉協議会の基金の有効活用を検討

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			



住民主体で地域の生活課題を解決するしくみづくり

本市では、地域ケア会議などを中心として身近な地域生活課題を解決するしくみづくりを進めています。令和2年度から令和5年度にかけてもすべての中学校区で住民主体の取り組みが増加しています。

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松原 中学校区	コミュニティサロン			
	交流カフェ			
	体操サロン			
	地域見守り			
	地域見守り（移動スーパーと連携）			
		健康麻雀		
			健康麻雀	健康麻雀+体操
		ベンチ設置運動		ウォーキングクラブ
			地域見守り	
				交流サロン
中部 中学校区	交流サロン			
	体操サロン			
	ちょっと話し隊			
	見守りプロジェクト			
	ひとり歩き訓練（グループホームと地域のつながり）			
		地域見守り（オレンジプラスカフェと連携）		
				男性向けサロン
高森台・ 石尾台 中学校区	地域の居場所づくり			令和5年3月終結
	既存集会場の活用			
	助け合い活動			
	孤食予防			
		介護予防・交流の場づくり		
			見守り活動（見守りステッカー）	
			介護予防体操教室	
				家族介護者のための交流会
				自宅サロン
東部 中学校区	見守り活動			
		フレイル予防		
		見守りネットワークづくり		
			いきいき食堂	
			運動サロン	
			カフェサロン	
				訪問サービス
				コミュニティサロン
				たすけあいパーキング
高蔵寺 中学校区	助け合い活動（交流促進）			
		助け合い活動（困りごとの解決）		
			訪問お助けサービス	
				体操サロン
				訪問型お助けサービス
柏原 中学校区	高齢者のいきがいづくり活動			
		グラウンド・ゴルフ		
		交流サロン		
		ラジオ体操		
		健康マイレージチャレンジ		
			コーヒーサロン	
				介護予防体操教室
				交流サロン

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
柏原 中学校区	高齢者の生きがいづくり活動			
		グラウンド・ゴルフ		
		交流サロン		
		ラジオ体操		
		健康マイレージチャレンジ		
			コーヒーサロン	
				介護予防体操教室
				交流サロン
南城 中学校区	ラジオ体操			
		ラジオ体操		
			ラジオ体操	
				体操サロン
				体操サロン
西部 中学校区	ひとり歩き高齢やへの声かけ訓練			
		多世代交流活動		
藤山台・ 岩成台 中学校区		運動サロン		
			フードパントリー	
			フードパントリー	
			運動サロン	
			運動サロン	
			体力測定会	
			ちいき食堂	
			認知症家族介護者のための交流	
味美・知多 中学校区		ラジオ体操		
			見守り活動	
			カフェサロン	
			SNSの普及活動	
			ラジオ体操	
				家族介護者のための交流
坂下 中学校区		見守り活動	見守り活動＋交流会	
			訪問型サービス	
				送迎サービス
				地域勉強会
鷹来 中学校区		見守り活動（あんしんみまもり登録）		
			交流サロン	
				茶話会
				畑サロン

施策2 地区社会福祉協議会・ボランティア活動の支援

現 状

● 地区社会福祉協議会の活動状況

地区社会福祉協議会は「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進組織です。自分たちの住む地域にあった次の福祉事業を行い、住みやすいまちづくりをめざして活動しています。

現在、市内で●**団体**が高齢者サロンや見守り活動など、それぞれの地域に根差した活動を実施しています。

一般事業

それぞれの地区の実情に応じた福祉活動を、区・町内会・自治会と協力して行う事業

〔例〕盆踊り、敬老会、ラジオ体操

モデル事業

地域住民が相互に交流し、自らの地域や福祉への関心を高めることを目的に実施する事業

〔例〕三世代交流グラウンドゴルフ大会

高齢者等サロン

高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや社会的孤立感の解消のため、地域の公民館等の身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月1回以上実施する交流会

子育て支援サロン

乳幼児とその保護者を対象に、地域での友だちづくりや、育児不安を緩和することを目的に、地域の公民館等の身近な施設を利用し、住民の参加と協力を得て毎月1回以上実施する交流会

地域見守り

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、定期的な見守り及び軽易な日常生活支援を地域住民の参加と協力を得て行う。



地区社会福祉協議会の取組み

味美地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	盆踊り大会、町内祭り、新春餅つき大会
	モデル事業（三世代交流）	元気かい！、馬林作成
	子育て支援サロン事業	たんぽぽ教室

春日井地区社会協議会

スローガン 地区発 笑顔で育むやさしい思い

主な事業	一般事業	グラウンドゴルフ大会、町内会盆踊り大会、敬老会、区民球技大会、区民大運動会	
	モデル事業（三世代交流）	三世代ファミリーウォーク・クイズラリー	
	高齢者等サロン事業	ひまわりサロン、如稲サロン	

勝川地区社会協議会

スローガン みんなで担う 福祉のまちへ！

主な事業	一般事業	ふれあい交流会、児童育成、青少年対策、1人暮らし高齢者対策
	モデル事業（三世代交流）	グラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	お喜楽クラブ
	子育て支援サロン事業	スマイルキッズ

徳農地区社会協議会

スローガン 挨拶をかわし顔見知りになり、明るいまちづくりを

主な事業	一般事業	三世代交流納涼祭り、交通安全教室啓発学習会（AED講習）、敬老会	
	高齢者等サロン事業	徳農いきいきサロン	
	地域見守り事業	この町見守り隊	

下条原地区社会協議会

スローガン 安心・安全なまちづくり

主な事業	一般事業	若草子どもプール、防災訓練、敬老のお祝い、除草作業、卒業生へのお祝い	
	モデル事業	四世代ふれ愛夏祭り	
	高齢者等サロン事業	下条原スマイルサロン	

上条新田地区社会協議会

スローガン 助け合う気持ちが明るいまちづくりの第一歩

主な事業	一般事業	高齢者友愛訪問
	モデル事業	歩け歩け大会
	高齢者等サロン事業	柏原サロン

柏井地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老会
	モデル事業	さわやかウォーキング・あるけあるけ大会

道風地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	書道教室、ラジオ体操、第一希望の家 きぼうフェスタ、スマホ教室	
	高齢者等サロン事業	かえるクラブ	

松新地区社会協議会

スローガン みんなであたたかいまちをつくりましょう

主な事業	一般事業	秋祭り、敬老会、寿会
	モデル事業	交流会
	高齢者等サロン事業	松新元気サロン

小野地区社会協議会

スローガン ～助け合う気持ちで、明るいまちづくりの第一歩～

主な事業	一般事業	介護予防講座、高齢者集い、盆踊り、ハロウィン祭
	モデル事業	三世代交流餅つき大会、歩け歩け芋煮大会
	子育てサロン事業	ぴよぴよ



上条地区社会協議会

スローガン みんなで、一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老行事、つながりマーケット、「上条春秋会」「神楽保存会」、広報紙の発行（年2回）
	高齢者等サロン事業	さわやかサロンかにら
	子育てサロン事業	かにらっこ



中央地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老祝賀会
	モデル事業	三世代交流うどん作り大会、三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流 餅つき大会
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン中央

鳥居松地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老会、夏祭り、秋のお祭り
	高齢者等サロン事業	さわやかサロン月見

八幡地区社会協議会

スローガン やさしく・おもいやりのある町づくり

主な事業	一般事業	敬老会、夏祭り、秋のお祭り
	モデル事業	第6回八幡敬寿会、八幡音楽部・春日丘高校吹奏楽部助成
	高齢者等サロン事業	第36回三世代交流小さな街を作ろう

八田朝宮地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	救急救命講習会、老人活動支援、スポーツ少年団への活動支援、納涼夏祭り、子供会活動支援、敬老会、防災訓練、新年会
	高齢者等サロン事業	さくらサロン八田朝宮



鷹来朝宮地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区福祉活動、GOTO 田西
	高齢者等サロン事業	たかぎサロン、GOGO 大手、桃山サロン



牛山地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	こころの会、資源回収
	モデル事業	福祉敬老大会
	高齢者等サロン事業	のびのび倶楽部、モーモー倶楽部、お喜楽クラブ

関田地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、楽しく暮らせるまちづくり

主な事業	一般事業	ソフトボール大会、提灯山盆踊り大会、敬老会、フェス、秋祭り	
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操	
	高齢者等サロン事業	サロン関田、関田体操クラブ	
	子育てサロン	レインボーキッズ	

浅山・梅ヶ坪地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	体育祭、防災訓練、敬老会
	モデル事業	三世代交流広場のつどい
	高齢者等サロン事業	サロン浅山・梅ヶ坪

六軒屋地区社会協議会

スローガン ささえ愛、たすけあうまち六軒屋

主な事業	一般事業	町民大運動会、納涼祭り、新春ふれあいコンサート、広報紙の発行、健康マージャン「すずめの会」、六軒屋サロン「はなみずき」	
------	------	---	---

東野地区社会協議会

スローガン みんなでつくろう福祉のまち東野

主な事業	一般事業	敬老記念品贈呈、趣味と福祉の作品展、広報紙発行、老人会活動助成、子ども会活動助成	
	モデル事業	三世代交流カローリング大会、三世代交流クリスマス会	
	高齢者等サロン事業	いきいきサロンひがしの	
	子育てサロン	チェリーキッズひがしの	
	地域見守り事業	ネットひがしの	

松原地区社会協議会

スローガン 地区行事に参加して交流を深めましょう

主な事業	一般事業	各区・町内会活動支援
	モデル事業	三世代交流カラーリング大会、三世代交流防災・レクリエーション大会、三世代交流クリスマス会
	高齢者等サロン事業	下原サロン 花＊花、松原サロン

大泉寺地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	老人クラブ活動の助成
	モデル事業	ラジオ体操
	高齢者等サロン事業	敬老会

神領校区地区社会協議会

スローガン 顔を合わせ、支え合うまちづくりを

主な事業	一般事業	老人クラブ活動支援、子供会活動支援、福祉懇談会、三世代交流広場
	高齢者等サロン事業	ひなご会
	子育てサロン事業	にこにこキッズ



不二ガ丘地区社会協議会

スローガン

主な事業	一般事業	不二ガ丘ふれあいの集い
	モデル事業	三世代交流七夕祭り
	高齢者等サロン事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会



不二・出川地区社会協議会

スローガン

主な事業	高齢者等サロン事業	おしゃべり・あい、にここサロン
	子育て支援サロン事業	竹の子会

桃花園地区社会協議会

スローガン 遠くの親戚より 近くの社協

主な事業	一般事業	ラジオ体操、ももはばグリーンマーケット協賛、夏祭り
	モデル事業	三世代交流クリスマス会
	高齢者等サロン事業	桃花園ふれあいサロン

坂下地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区・町内会・自治会における福祉活動への支援
	モデル事業	三世代交流芋煮会、三世代交流明知区グラウンドゴルフ大会、ネオボリス三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流ウォーク大会、三世代交流神屋団地グラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	坂下にこここ会
	地域見守り事業	シニア見守り隊



玉川地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	各区への活動助成
	高齢者等サロン事業	玉野ふれあいサロンひまわり、細野・外之原上サロン



藤山台地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	第8回グラウンドゴルフ大会、第9回藤山台運動会、みどり会敬老会、地区社協だより発行、第3回ラジオ体操チャレンジ宣言、フードパントリー
	モデル事業	三世代交流ふれ愛コンサート、三世代交流ふれあい防災の集い
	高齢者等サロン事業	ふじの会
	子育て支援サロン	きらきらキッズ

岩成台地区社会協議会

スローガン やすらぎ・ふれあい・活力のまち

主な事業	一般事業	フードパントリー&マルシェ、ゆかたの着付け、秋の文化フェスティバル、子供と家族のための広域避難所避難体験、防災研修会、広報発行
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ交流会、三世代交流ラジオ体操、三世代交流防災のつどいとふれあい芋煮会
	高齢者等サロン事業	フレッシュクラブいわなり

岩成台西地区社会協議会

スローガン あたたかいまち

主な事業	一般事業	敬老のつどい、学習支援（いこいこ）、広報発行、フードパントリー
	モデル事業	あじさい祭り、冬まつり
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン ほのぼの、ほのぼの健康マーじゃん
	地域見守り事業	いわにしネット



高森台地区社会協議会

スローガン **高森台地区社協ではさまざまな地域福祉事業に取り組んでいます**

主な事業	一般事業	外での食事会、夏の友、敬老の集い、第20回高森寄席、お母さんといっしょ、広報紙発行
	モデル事業	芋煮会、餅つき大会
	高齢者等サロン事業	はつか会

東高森台地区社会協議会

スローガン **みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	会報発行、東高おやじ倶楽部、夏祭り・スイカ割、福祉バス旅行、老人クラブ支援
	モデル事業	ふれあい交流会グラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	歌声サロン

中央台地区社会協議会

スローガン **みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

主な事業	一般事業	スラックライン体験会、機関紙発行、老人会活動支援、下校時見守り活動支援、学童保育活動支援、敬老会・卒業記念品・入学記念品贈呈
	モデル事業	防災ウォークラリー
	地域見守り事業	見守り中央台



石尾台地区社会協議会

スローガン **地域住民の共助活動で住みよいまちづくり**

主な事業	一般事業	講演会・研修会、シニア体操教室、長寿を祝う会、広報発行、ポスター掲示
	モデル事業	三世代交流ボッチャ大会、三世代交流カローリング大会、三世代交流スイカ割
	高齢者等サロン事業	おしゃべりサロン、憩いの家珈琲サロン
	地域見守り事業	すこやか助け合い

押沢台地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老の集い、老人クラブ活動支援、広報紙発行、福祉研修、児童見守り、夏祭り
	モデル事業	春のフェスティバル、ふれあいカローリング大会、ふれあいラジオ体操、秋のフェスティバル、ふれあいグラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	ひだまりサロン
	子育て支援サロン	すくすくクラブ
	地域見守り事業	あいネット押沢



白山地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	広報発行、町内会活動支援、児童福祉、老人福祉
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会
	高齢者等サロン事業	元気の出る会
	子育て支援サロン	ぷくぷく



篠木四ツ谷地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老事業、広報発行
	モデル事業	グラウンドゴルフ、水鉄砲遊び、星の観察会
	高齢者等サロン事業	サロン四ツ谷

下市場地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	サロン活動見学、子ども会活動
	高齢者等サロン事業	下市場高齢者サロン会

篠木穴橋地区社会協議会

スローガン 人と人つながる、地域づくり

主な事業	一般事業	敬老会、広報紙発行・ホームページ作成
	モデル事業	三世代交流ラジオ体操
	高齢者等サロン事業	ゆうゆうサロン



下条地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に、福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	盆踊り大会、敬老会
	モデル事業	三世代交流歩け歩け&芋煮会



下北地区社会協議会

スローガン 地域住民全員で安心、安全な街づくり

主な事業	一般事業	子ども会、敬老会、子ども応援団、下北寿会（グラウンドゴルフ）
	高齢者等サロン事業	下北サロン会

弥生地区社会協議会

スローガン みんなで一緒に福祉でまちづくり

主な事業	一般事業	敬老祝賀会
	モデル事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会
	高齢者等サロン事業	いきいきサロン弥生



鳥居松中央地区社会協議会

スローガン

主な事業	モデル事業	防災学習、運動会、三世代交流グラウンドゴルフ大会
------	-------	--------------------------

● 地区社協の状況は地域によってさまざま

地区社協の運営は、地域によって特色があります。町内会等と連動している地域は、町内会が活発な地域では安定的に運営されている一方で、そうでない地域では役員の担い手不足が顕著で運営が不安定なところもあります。地区社協を単独で運営している地域では、役員が固定化されており、熱心な運営がなされていますが、次世代の担い手がなかなか見つからない現状にあります。

● ボランティア活動は堅調に推移

市社会福祉協議会のボランティアセンターは、広く住民のボランティア活動への参加を促進し、活動の活性化に取り組んでいます。ボランティア活動の窓口として、市内で活動するボランティアの登録や活動の普及啓発、支援を実施しています。

表 ボランティアグループ・人員・個人ボランティア数

	グループ数	人数	個人ボランティア数
令和3年度	120 グループ	1,818 人	39 人
令和4年度	116 グループ	1,769 人	28 人
令和5年度	122 グループ	1,853 人	44 人

ボランティア活動の例

- ・手話
- ・高齢者施設等で歌や楽器演奏
- ・災害や防災の啓発活動

● 市民活動団体の会員数は減少傾向

市民活動団体の数は、200 団体前後で推移していますが、会員数は減少傾向にあります。活動団体等へのヒアリングによると、活動者の高齢化が進んでいる一方で、定年の延長などにより新たな担い手の確保が難しい状況です。

図 市民団体数の推移

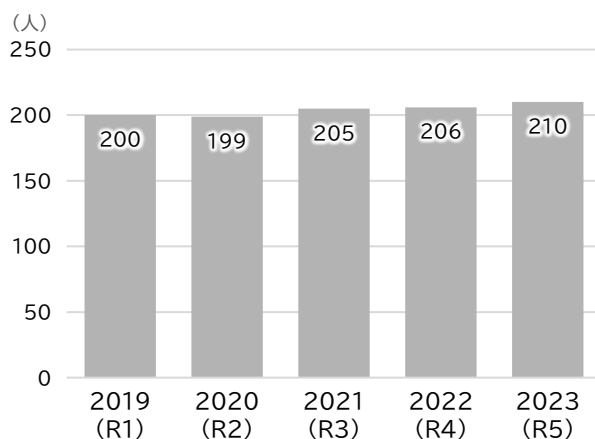
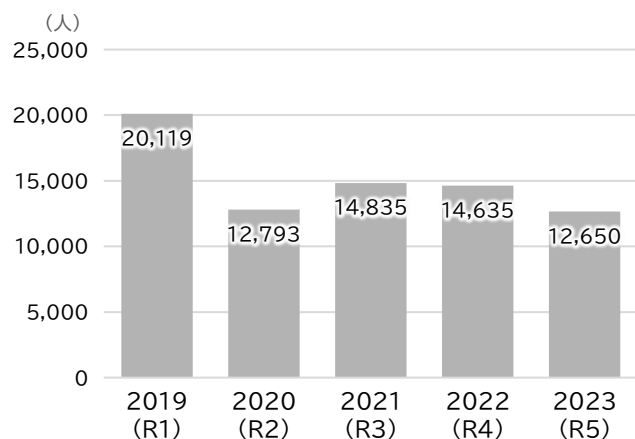


図 市民活動団体会員数の推移

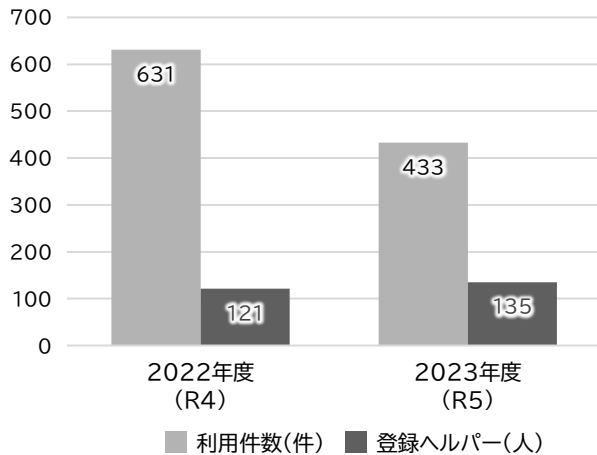


主な活動内容

● にこにこヘルプサービス事業登録者は堅調 利用者は減少傾向

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯などに対し、市社会福祉協議会に登録した人が家事援助などの助け合い活動を行うにこにこヘルプサービス事業は、地域の助け合い活動の輪を広げています。

図 にこにこヘルプサービス事業実績の推移



主な利用内容

今後やるべきこと

- 住民相互の助け合い体制の構築
- 市民活動団体の活動促進
- 新たな担い手、団体の発掘

みんなの声

地区社協は地域の担い手として非常に強力な存在。

(地域福祉コーディネーター)

地区社協では、ボランティア協力員の高齢化が進み、新たな人材の育成が悩みとなっている。

(協議会委員)

具体的な取組み

1

地区社協の活動の
支援

活動費の助成や情報提供、地区社協間の連絡調整など、地域に密着した活動を実施する地区社協の取組みを支援し、福祉活動の充実を図ります。

- ・高齢者サロンに対する支援の充実
- ・子育てサロンに対する支援の充実

2

誰もが参加しやすい
地区社協活動の
展開

配慮の必要性や障がいの有無に関わらず、地域住民が相互に交流できる場の創出を支援します。

〈実施計画〉

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
取組み	検討	拡充			

3

ボランティア活動
の支援

見守り活動や助け合い活動など、あらゆるボランティア活動を推進するとともに、市内におけるボランティア活動の状況の周知や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を広げる支援をします。

- ・移動支援や買い物支援など、地域の実情にあった工夫やアイデアに基づいた支援策の検討
- ・いきいきポイント事業の推進
- ・にこにこヘルプサービス事業の推進
- ・総合的な福祉拠点（ボランティアセンター機能の強化）の整備

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

施策3 相互理解の促進

現 状

● 認知症高齢者は増加傾向。支援の輪の広がりも。

認知症高齢者は増加傾向となっており、今後もこの傾向は続く見込みです。

また、要介護等認定データから、「障がい高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準を基に要介護等認定者における日常生活自立度の状況を分析すると、「虚弱」に該当する人は要介護等認定者の38.6%、「動ける認知症」は34.4%、「寝たきり」は8.1%、「動けない認知症」は19.0%となっています。

表 状態像4区分別要介護等認定者の状況

区 分		認知症高齢者の日常生活自立度							
		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
障がい高齢者の日常生活自立度	自立	虚 弱 5,825 人 (38.6%)		4,399 人 (29.1%)	動ける認知症 5,197 人 (34.4%)				
	J1								
	J2								
	A1								
	A2								
	B1	寝たきり 1,217 人 (8.1%)	1,525 人 (10.1%)	動けない認知症 2,869 人 (19.0%)					
	B2								
	C1								
	C2								
				1,344人 (8.9%)					

一方で、支援の環も広がりつつあります。本市では認知症サポーターの養成や認知症カフェの開催など、認知症になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる地域づくりを推進しています。認知症サポーター養成講座の受講者数は延べ 23,000 人を超えており、認知症カフェも 30 か所を超えています。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症高齢者やその家族を地域で見守る市民。市で養成講座を開催。

認知症カフェ

認知症のある人やその家族、地域住民の誰もが気軽に集い、相互交流、情報交換などを行うことができるカフェ。
令和6年8月時点で市内に38か所。

家族介護者支援センター

介護相談や関係機関のコーディネート、認知症カフェの運営支援を行う機関。
令和6年8月時点で市内に1か所。

図 認知症サポーター養成講座受講者数の推移

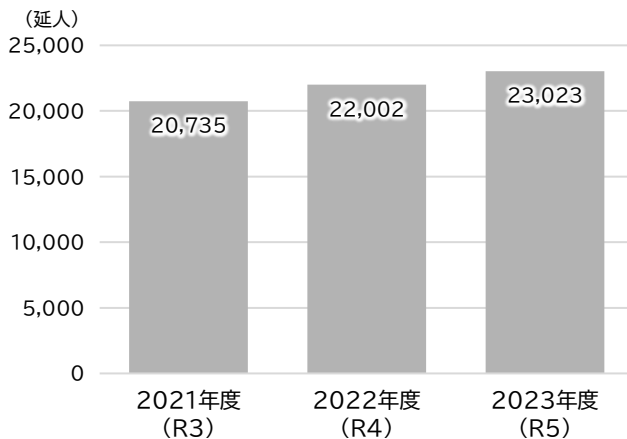
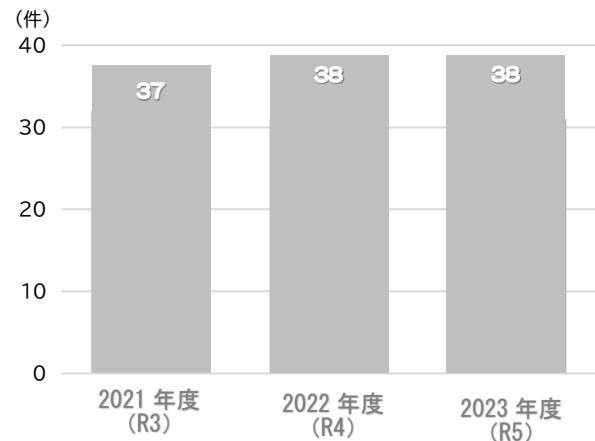


図 認知症カフェ数の推移



● 障がいを経験する差別や偏見があると思う人が 67.9%

市民へのアンケート結果によると、依然として6割以上の方が差別を感じている状況です。一方で、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念については、8割以上の方が理解を示しています。

市社会福祉協議会では、福祉共育※に取り組み、児童、生徒が高齢者や障がいのある人の生活の不便さを知るとともに、目的を持っていきいきと暮らしている人に触れることにより尊厳を育み、一人ひとりの命や生まれ持った権利が大事にされるものであることを学び、人権意識・福祉意識を高めることをめざしています。

図 共生社会の認知度、共生社会への考え方（障がい者計画アンケート）

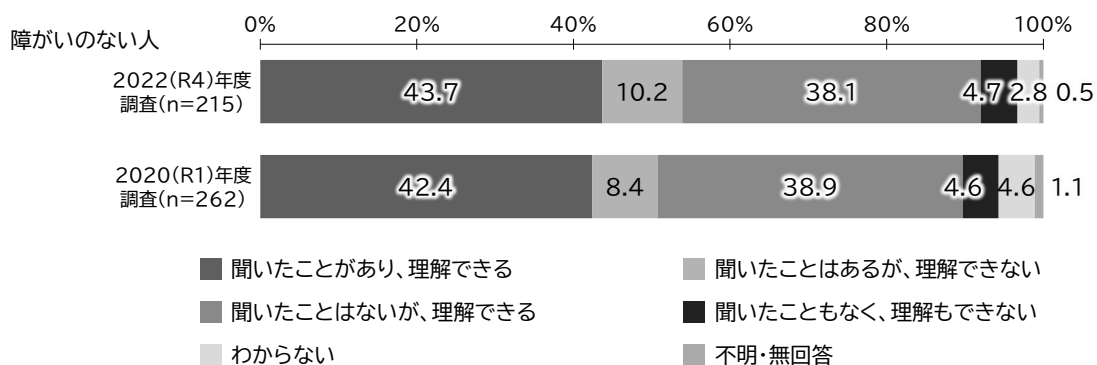
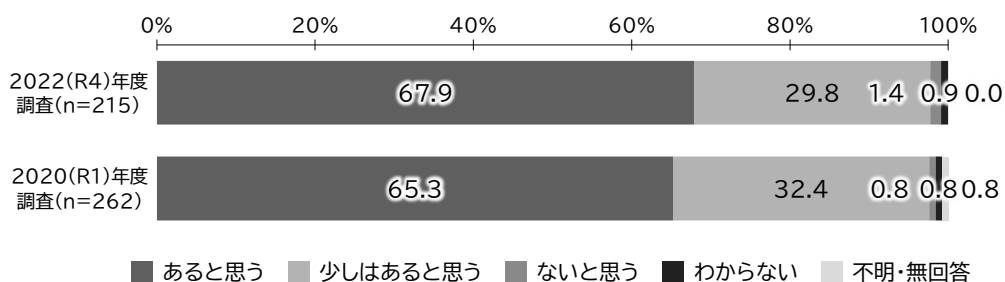


図 障がいに対する差別や偏見の有無（障がい者計画アンケート）



※福祉共育：「教える」「教わる」の関係の「教育」だけでなく、大人もこどもも、地域住民が共に学びあい、共に育ちあう意味で『福祉共育』としている。

表 市社会福祉協議会の福祉共育の取組み（体験授業）実施回数及び体験者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数		85人	110人	97回
体験者	車椅子	1,022人	1,078人	960人
	手話	1,379人	1,293人	1,416人
	要約筆記	31人	31人	32人
	点字	1,782人	1,126人	1,298人
	盲導犬	97人	210人	0人
	ガイドヘルプ	736人	898人	1,083人
	シルバー疑似	954人	1,080人	826人
	知的障がいに関する講義	274人	306人	120人
	視覚障がい当事者講話	668人	779人	520人
	認知症の理解	264人	711人	159人
	子育て疑似体験	-	139人	149人
計		7,207人	7,651人	6,563人

今後やるべきこと

- 高齢者や認知症に対する正しい理解の促進
- 障がいのある人への偏見や差別の解消

みんなの声

障がいを持つ人が気軽に集まったり、地域の人と交流ができる場がない。サービスに繋がってはいるが、地域住民との理解や交流が必要なケースの解決策が少ない。

（地域福祉コーディネーター）

障がいのある方との関わり方がわからないということを理由に受け入れを断られた。

（居場所プロジェクトメンバー）

今後は困っている人がいたら、支えてあげたり、声をかけてあげられるようになりたい。

（福祉共育事業参加者）

障がいのある方の社会参加の場を上げられるといい。

（地域福祉コーディネーター）

具体的な取組み

1 福祉共育の推進

お互いを尊重し、支え合いながら安心して暮らすことができる地域をつくるための人材の発掘・育成をめざし、学校や地域における福祉共育を推進します。

- ・学校や地域における福祉体験学習の推進

2 当事者による発信 に関する取組みの 推進

認知症や障がいのある人が自らの経験や日常生活での想いを発信する当事者発信に関する取組みを推進します。

- ・当事者同士の意見交換の機会を創出
- ・当事者の想いを発信する場を創出

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

施策4 地域の支え合いの推進

現 状

●住民主体の見守りのしくみ

住民主体による見守る活動に関する内容

● 地域見守りネットワーク

市では、「地域見守りネットワーク」として、新聞販売店や宅配業者等の協定締結事業者が業務活動中に地域住民の異常を察知したときに、市・消防・警察へ通報し、受信者等が必要に応じて安否確認を行う取組みを実施しています。

実際に、地域の事業者や住民の見守りによる通報件数の実績は、年間100件を超え、新聞配達員、民生委員・児童委員、介護事業者などあらゆる方から通報を受け付けています。

図 地域見守りネットワークによる異常発見から安否確認、支援までの流れ

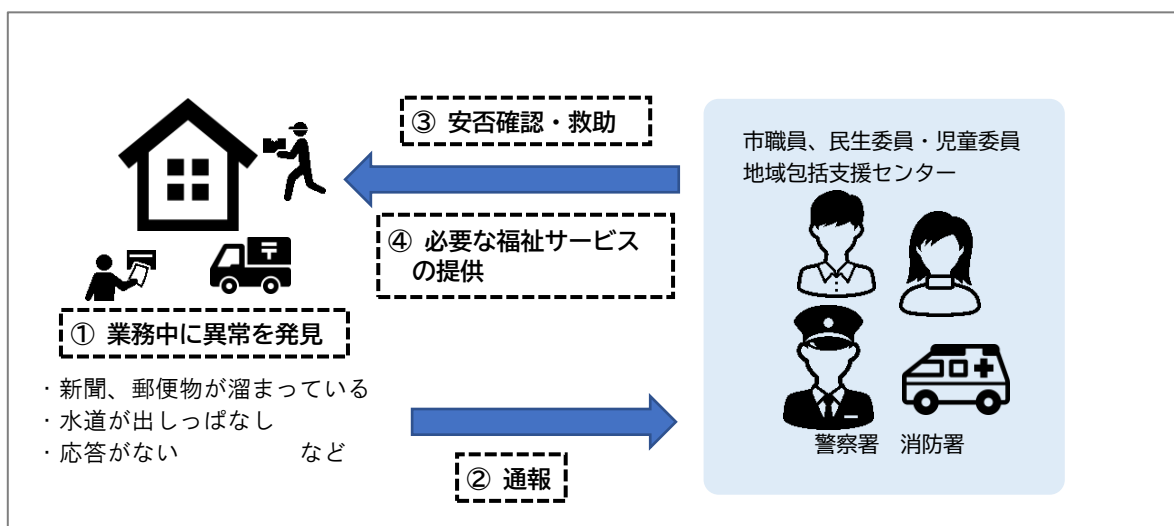


表 見守りによる市への安否確認通報件数（協定締結事業者以外を含む）

通報者	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	割合
近親者（親族、勤務先）	5	3	1	9	2.2%
地縁関係者（住民、ボランティア）	8	5	4	17	4.2%
民生委員・児童委員	11	5	8	24	6.0%
医療機関（病院、薬局）	1	2	0	3	0.7%
介護事業者（地域包括支援センター、ケアマネ、サービス提供者）	7	10	4	21	5.2%
電気、ガス、水道	1	0	0	1	0.2%
新聞	13	18	21	52	13.0%
郵便、配送	0	0	0	0	0.0%
金融、保険	0	0	0	0	0.0%
食配、生協	4	3	0	7	1.7%
住宅供給	1	1	3	5	1.2%
警備	0	0	0	0	0.0%
その他	2	1	6	9	2.2%
行政機関（消防、警察、市役所）	86	85	82	253	63.1%
計	139	133	129	401	100.0%

● 災害時の互助の取組み～災害時要援護者支援制度～

市では、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人で申請があった人について、町内会を中心に、民生委員や地域の支援者などと連携し、情報を共有することで、いざという時にスムーズに避難できる体制の整備に取り組んでいます。

図 災害時要援護者制度のしくみイメージ

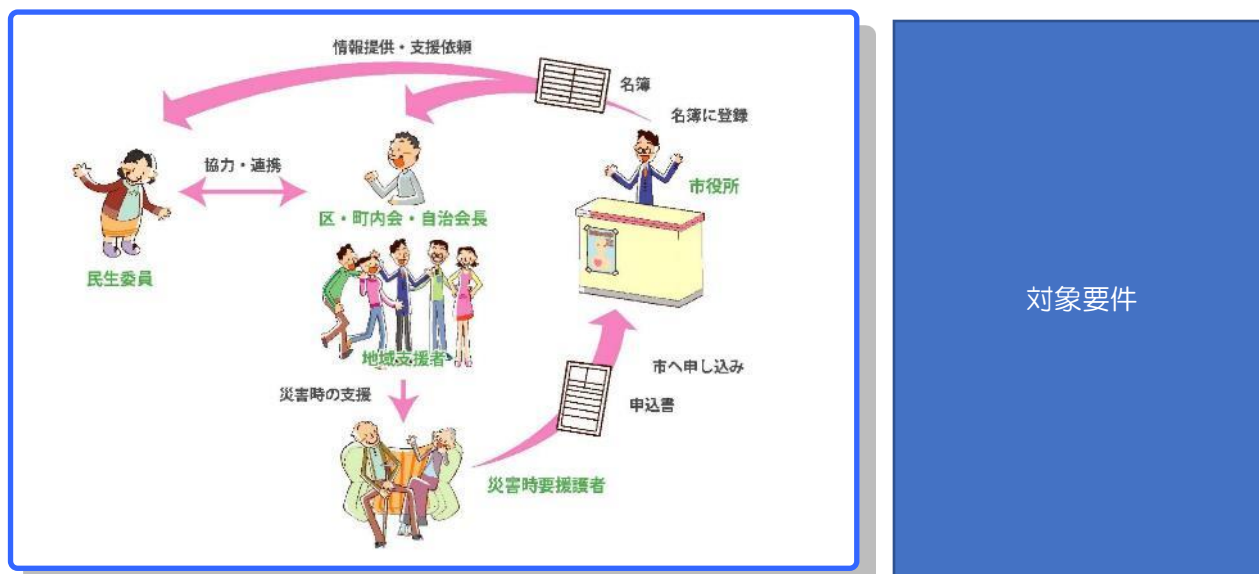
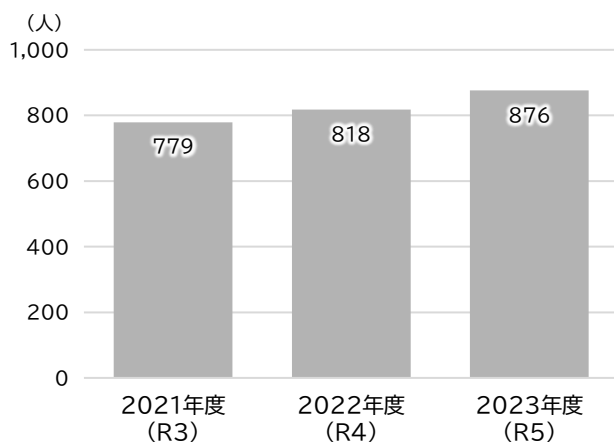


図 災害時要援護者対象者のうちの登録者割合の推移



● 地域住民の虐待防止や虐待の早期発見のための取組み



今後やるべきこと

- 高齢者だけでなく、こどもなども含めた地域見守り体制の強化
- 虐待の防止、早期発見・早期対応に向けた体制の強化
- 災害時要援護者の把握や支援体制の整備

みんなの声

地域見守り事業は協力
員の高齢化により、支
援できる活動が限定さ
れている。

(地域福祉コーディネーター)

コミュニティの高齢化
が進み、近隣の方への
見守りをすることは負
担が大きい。

(地域ケア会議参加者)

具体的な取組み

1

見守り活動の強化

こどもの安全・安心の確保や、ひとり暮らし高齢者などの孤立死などを防ぐため、地域住民や学校、民間事業者、民生委員・児童委員、警察などと連携し、地域の見守り体制を強化します。

- ・民生委員・児童委員の活動支援
- ・春日井市地域見守りネットワークの推進

2

虐待の早期発見と防止体制の強化

地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図り、高齢者、障がいのある人、児童などの虐待を早期に発見し、迅速に対応します。

- ・虐待通報体制の確保
- ・虐待防止に係る関係機関の連携の推進

3

災害時の要配慮者支援の推進

災害時要援護者支援制度の周知・理解促進、個別計画の策定などにより、災害時に要配慮者を地域で支え合う体制づくりを進めます。

- ・災害時要配慮者※の避難支援
- ・個別計画の策定支援

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

※災害時要配慮者：高齢者や障がいのある人など、何らかのハンディキャップをもち、災害が発生したときに避難などの支援を必要とする人のことをいう。

施策5 包括的な相談支援体制の強化

現 状

● 各分野の相談支援体制は充実

■ 高齢者の相談

地域包括支援センター…地域の高齢の方の心身の健康保持や生活の安定のために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が協力して総合的な相談支援を行う。

市内には地域型地域包括支援センターが12か所と、各地域包括支援センターとの総合調整や後方支援を行う基幹型地域包括支援センターが1か所設置されています。

図● 各地域包括支援センターへの相談件数の推移

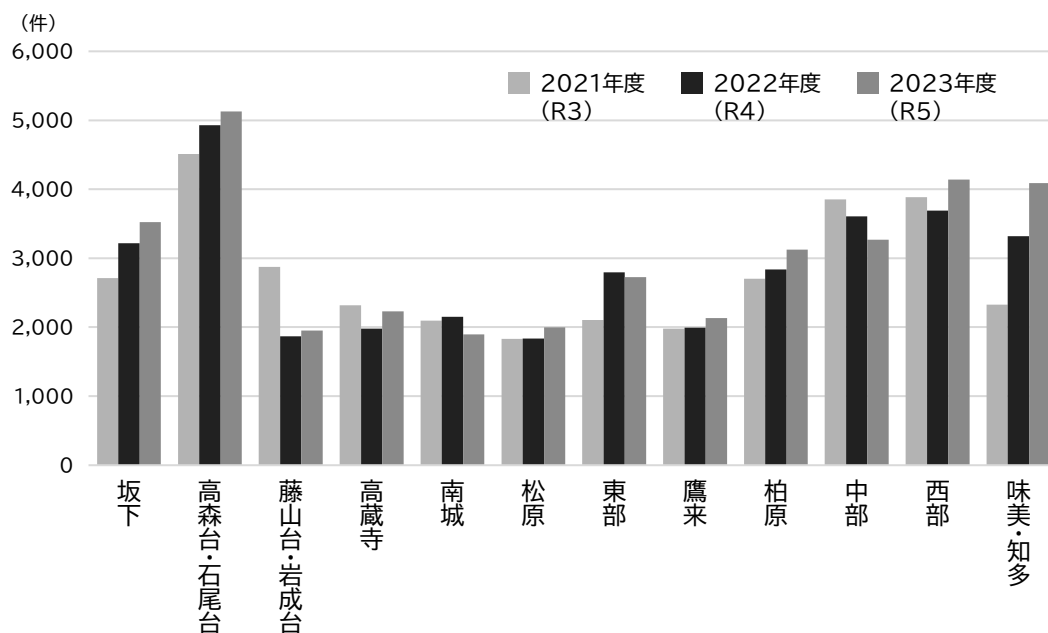


図 市内地域包括支援センターへの相談件数の推移

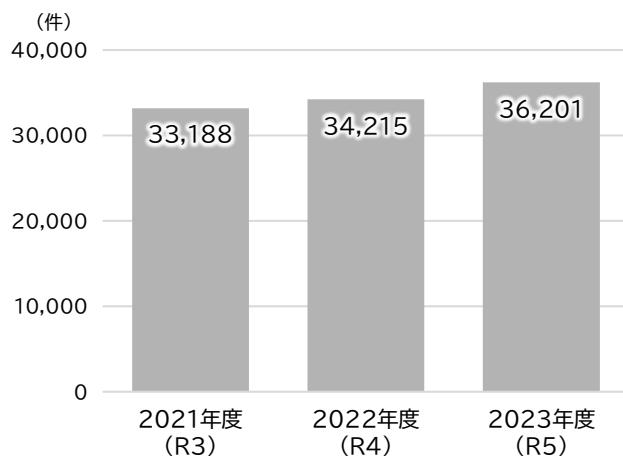
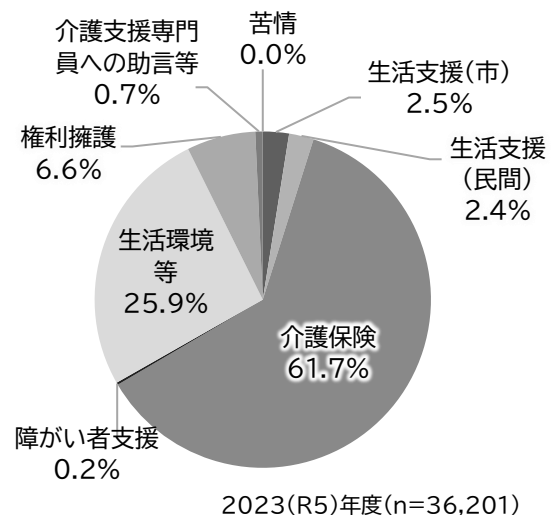


図 令和5年度に受けた相談の内容

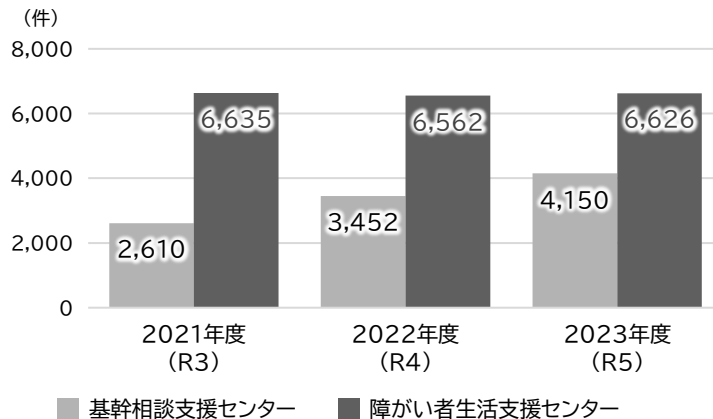


■ 障がいのある人の相談

障がい者生活支援センター…障がいのある人に対する在宅福祉サービス利用援助、社会資源の活用など日常・社会生活について、相談や情報提供を総合的に行う在宅福祉に関する相談窓口です。

市内には、身体障がい・知的障がい・精神障がい・障がい児の対象別に4つの事業者が設置されています。

図 障がい者生活支援センターへの相談件数の推移



主な相談内容

- ・福祉サービスの利用
- ・健康、医療
- ・家族関係、人間関係
- ・不安の解消、情緒の安定
- ・制度の利用 等

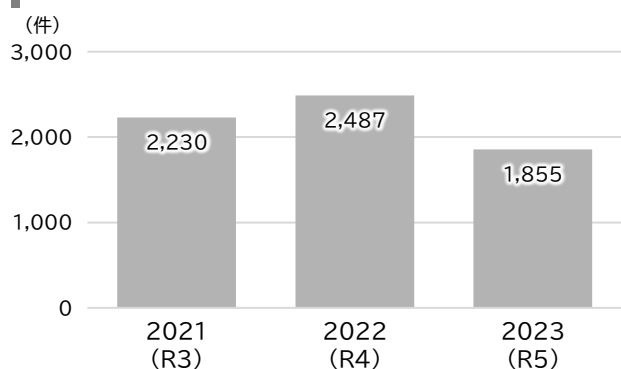
■ こども分野の相談機能

こども家庭センター…妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と様々な心配ごとを抱えたこどもやその家庭の相談に対応する「こども家庭総合支援拠点」を統合した窓口として、令和6年4月に設置されました。

■ 困窮分野の相談機能

自立支援相談コーナー…経済的に困窮のおそれがあり、生活や仕事などで困っている人に対し、専門の支援員が自立に向けた相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

図 自立支援相談件数の推移



今後やるべきこと

- 支援を必要とする人や支援を拒否する人（セルフネグレクト）を早期発見し、つなげる体制づくり
- 各分野の相談支援機関の情報共有の推進、連携を支援
- 各分野の相談支援機関が分野を越えた視点を持ち、世帯の課題を把握する機能の強化

具体的な取組み

1
支援会議の推進

地域において、個々の事案に関する情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑に進めます。

- ・ 支援会議の推進

2
多分野の相談支援
機関の連携強化

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、多分野の相談支援機関の連携強化を図ります。

- ・ 多分野合同研修の推進
- ・ 総合的な福祉拠点（相談支援窓口の連携強化）の整備

3
地域福祉コーディネーターとの連携

地域福祉コーディネーターと連携し、地域での相談支援体制や見守り体制を強化し、地域の居場所づくりを推進します。

- ・ 地域で潜在的に課題を抱えている方へアウトリーチ支援※

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

※アウトリーチ支援：必要な助けが届いていない人に支援機関などからアプローチして支援を行うこと。

施策6 社会参加の促進

現 状

● 孤独や孤立とすることがある人は4割程度

内閣府の調査によると、孤独感を感じる事が「しばしばある・常にある」と答えた割合が20歳代～50歳代で高くなっています。また、全体で4割程度の人が孤独を感じたことがあると回答しています。

孤独感に影響を与えたと思う出来事は、「家族との死別」が23.3%、「一人暮らし」が19.5%、「心身の重大なトラブル」が15.5%となっており、原因は様々です。

図 孤独を感じたことがあるか（内閣府調査）

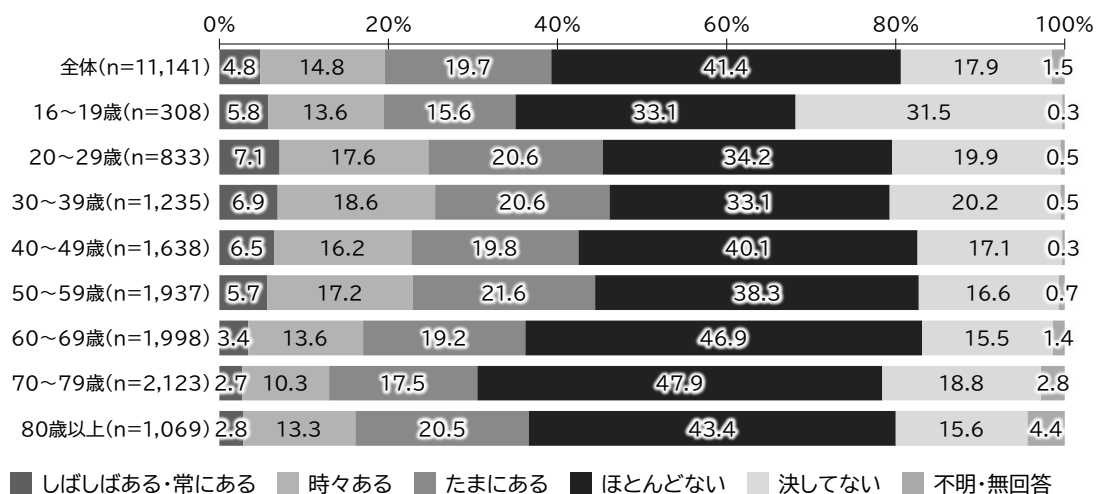
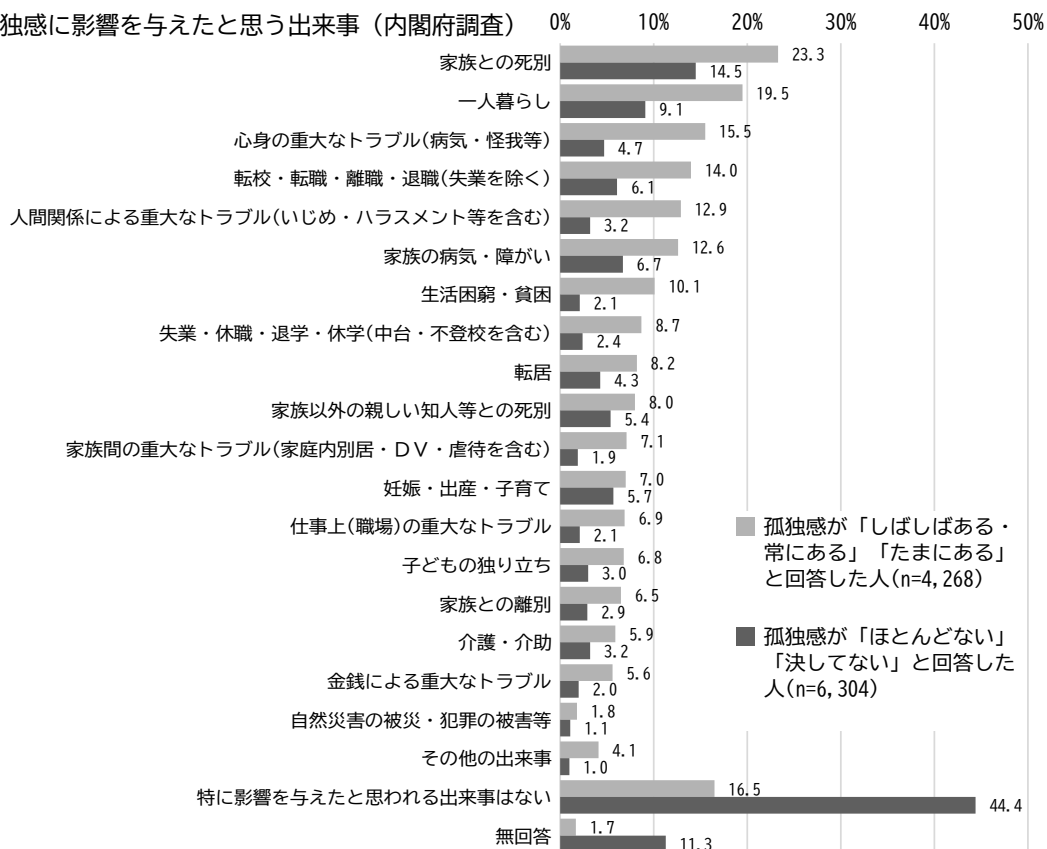


図 孤独感に影響を与えたと思う出来事（内閣府調査）



● 高齢者の地域活動への参加状況は「参加していない」が最も多い状況

高齢者の健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は半数以上が前向き

高齢者の地域活動への参加状況はいずれの地域活動でも「参加していない」が最も高い傾向にあります。しかし、健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向は、半数以上が活動への参加に前向きな回答をしており、今まで地域活動へ参加していない方でも機会があれば参加してもらえる可能性があることが分かります。

図● 地域活動への参加状況

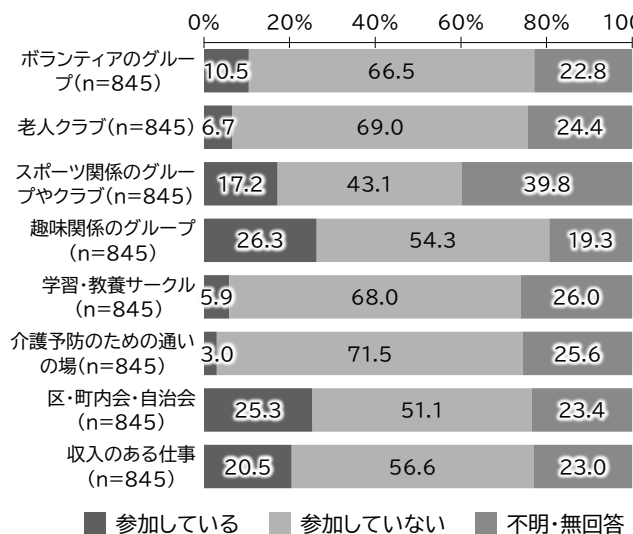
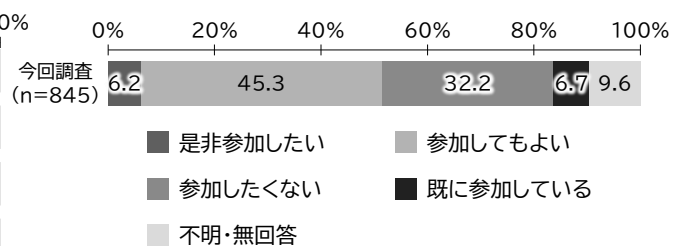


図 健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向



● 居場所づくりの取組み

市内では、ひきこもりの人の社会参加の支援に取り組んでいる事業者や団体も増えつつあります。

市では、社会福祉協議会や地域住民などと連携した居場所づくりの取組みを進めています。また、令和6年度からは、就労支援と居場所づくりを一体的に実施する取組みを開始しました。

今後やるべきこと

- 居場所の確保
- 参加支援の取組みの推進
- 地域における包括的支援体制の推進

みんなの声

ひとり暮らし高齢者の方との交流の機会がないため、孤立や閉じこもりが懸念される。

(地域ケア会議)

若い人にとっての居場所や、働き盛り世代の居場所など、年代に応じた居場所があるといい。

(地域福祉コーディネーター)

ひきこもりや不登校者の実態把握、相談先や就労先の整理ができるといい。

(協議会委員)

ひきこもりに関連する方が集まって協議できるプラットフォームの設置を検討してほしい。

(協議会委員)

具体的な取組み

1

地域福祉コーディネーターの機能強化

伴走支援の支援者づくりや発掘を進めます。

- ・既存の地域活動では参加が困難な人や社会的孤立状態にある人が地域社会に安心して参加できるような支援

2

地域プラットフォームの構築

孤独・孤立の予防と解消をめざし、地域の多様な主体によるプラットフォームを構築します。

- ・課題について検討を進める地域住民や関係団体を巻き込んだプラットフォームの創出・運営

3

新たな場の創出

不登校やひきこもりなどの孤立状態にある人が気軽に参加できる場と機会を創出します。

- ・社会参加ができる場・機会・役割創出

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

コラム 居場所づくりのプロジェクトの取り組み

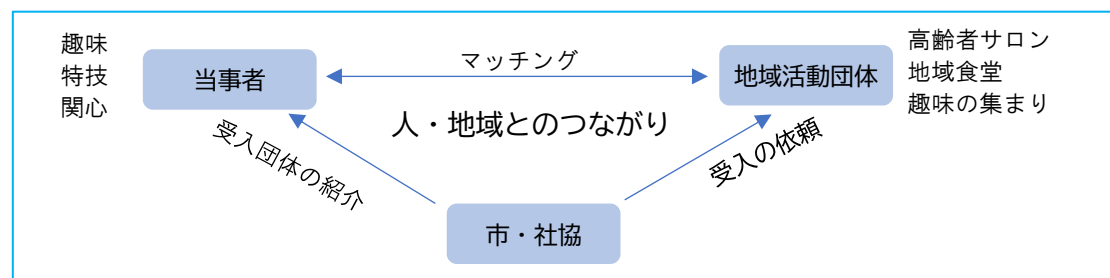
市と社会福祉協議会では、障がいのある人やひきこもりの方など、生活に生きづらさを抱えている人が地域とつながり、役割を持つことができるようにするための「居場所づくり」について試行的な取り組みを進めています。

市内でひきこもりの方などの居場所づくりに取り組んでいる団体にヒアリングしたところ、取り組みの継続には、場所・財源・人材が不可欠であることがわかりました。また、そうした居場所があっても、当事者が自ら参加することは難しい現状です。

そこで地域福祉コーディネーターの人的なネットワークを活用し、サロンや地域食堂などの既存の地域活動と対象者の方のマッチングに取り組むこととしました。

調理が得意な A さんは、地域食堂の協力により、社会福祉協議会の職員が付き添って、スタッフとして月1回のペースで参加しています。また、ビーズアクセサリーが得意な B さんは、地域の作品展に出展したことをきっかけに、高齢者サロンなどでアクセサリー作りの講師をするようになりました。

これらの取り組みを通じて、個別性の高い対象者のニーズに合った居場所や協力者を発掘することで、多様な社会参加の可能性を拓げ、人と地域のつながりや社会参加を定着させるためには、伴走的な支援が欠かせないことがわかりました。





藤山台・岩成台プラットフォームの取組み

本市では、内閣府の「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用し、モデル地区として藤山台・岩成台地区において、居場所づくりに取り組んでいる活動者や地区社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、地域福祉コーディネーターなどとともに、官民連携プラットフォームの構築に取り組みました。

藤山台・岩成台プラットフォームのメンバー

居場所づくりの活動団体	UR 生活支援アドバイザー
まちづくり会社	社会福祉法人
コミュニティナース	地域福祉コーディネーター
地区社協	民生委員・児童委員
庁内関係課	

プラットフォームの写真

プラットフォームでは、居場所づくり・地域づくりの視点から、民民協働の取組みを土台とし、それぞれの団体が地域でできることを話し合い、相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成し、相談支援機関や図書館、市の関係部署などに設置しました。また、当事者が思いや出来事を書き込んで誰かとのつながりを感じることができるノート「ぷらっと」を作成し、プラットフォームに参加する団体を中心に店舗など 11 か所に設置しました。

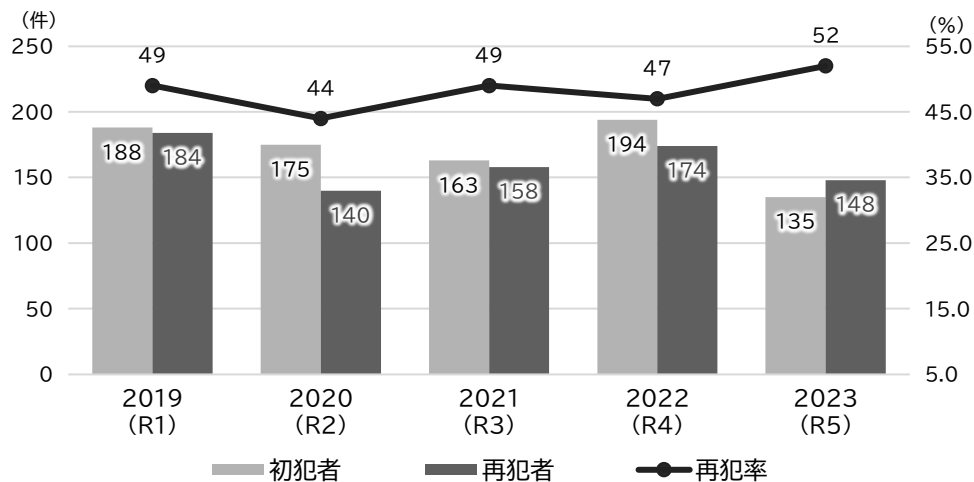
施策7 再犯防止の推進

現 状

● 犯罪検挙人数及び再犯者率の推移

当市の犯罪検挙人数は、年々ばらつきはあるが令和4年度では、前年度に比べて85人減少しているものの、再犯者率は5%上昇しており、全体の半数が再犯者となっています。

図



● 保護観察終了者の一定数は帰住先及び就労先がない状況

保護観察終了時に帰住先がない方や就労先がない方は、一定数いる状況になっています。

再犯防止推進白書の調査によると、令和3年度では、16%の方が帰住先がない、24%の方が無職であるとされています。

図 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（法務省調査）

	保護観察修了者 (総数)	職業不詳の者	無職である者
平成29年	29,649	673	6,360(21.9)
平成30年	27,994	681	5,779(21.2)
令和元年	26,184	619	5,444(21.3)
令和2年	24,844	517	6,075(25.0)
令和3年	24,075	473	5,653(24.0)

図 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移（法務省調査）

出所年	刑務所出所者数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890(21.9)
平成30年	21,060	3,628(21.2)
令和元年	19,993	3,380(21.3)
令和2年	18,931	3,266(25.0)
令和3年	17,809	2,844(24.0)

図 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（法務省調査）

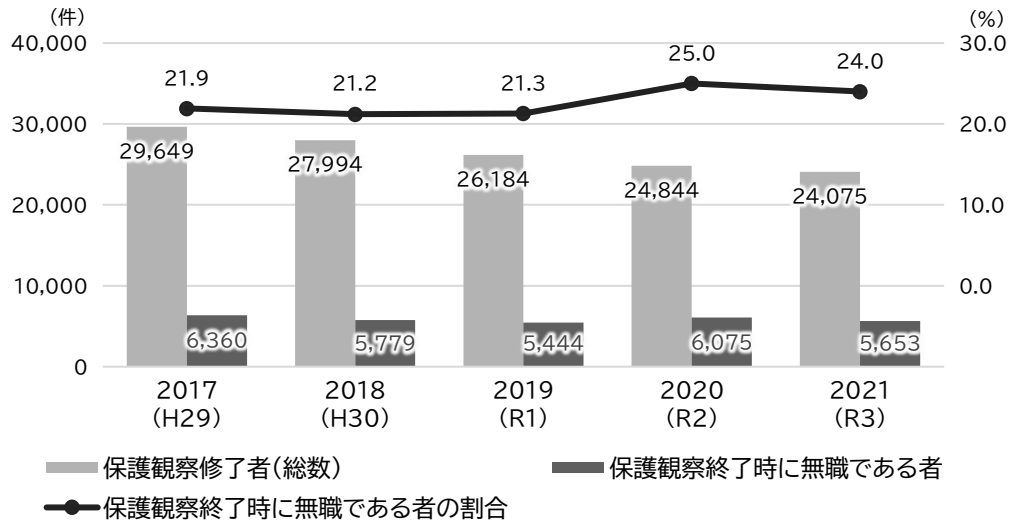
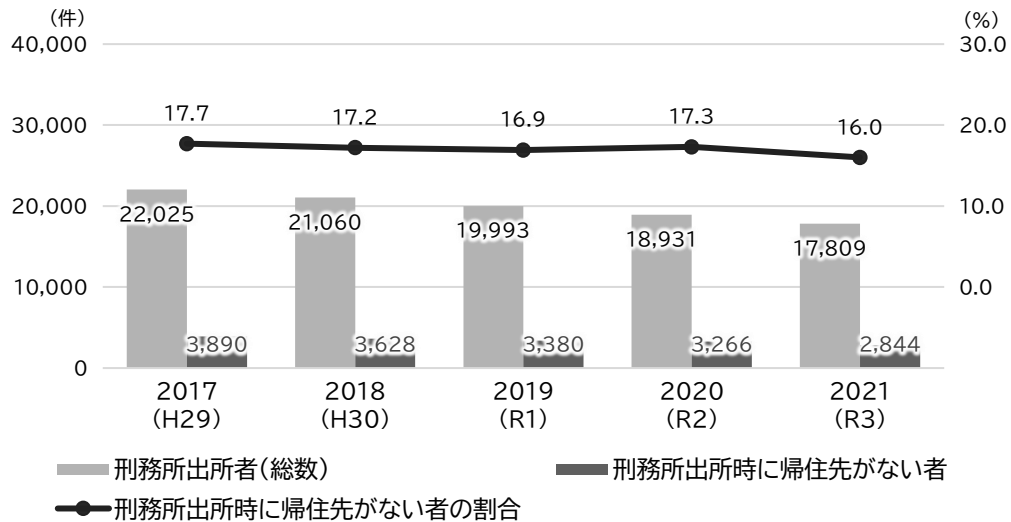


図 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移（法務省調査）



● 春日井保護区保護司会の活動状況

保護司とは？

出所者等に対して、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助けるため、更生保護活動を推進しています。

活動1【保護観察対象者との面談】



活動2【再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動】

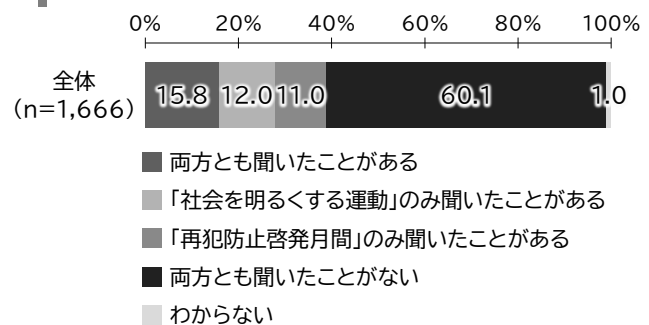


課題 月2回の面談会場の確保
現在は総合福祉センターサポートセンター

保護司 A さんの声
面談会場の確保が難しい。

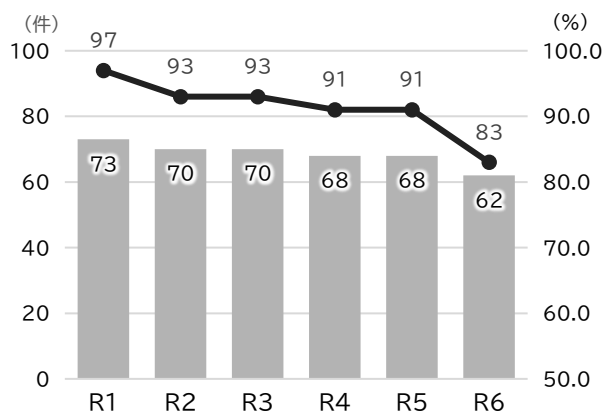
課題 再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動
の認知度はまだまだ低い傾向にある

図 「社会を明るくする運動」の認知度



★活動上の不安【担い手の不足】

図 保護司の人数及び充足率の推移



★活動上の不安【出所者の福祉的支援】

保護司 B さんの声
障がいのある人や
こどもとの関わり
方がわからない。

保護司 C さんの声
福祉的な支援につ
なげたくてもどこ
に相談すればいい
かわからない。

更生保護事務局の声

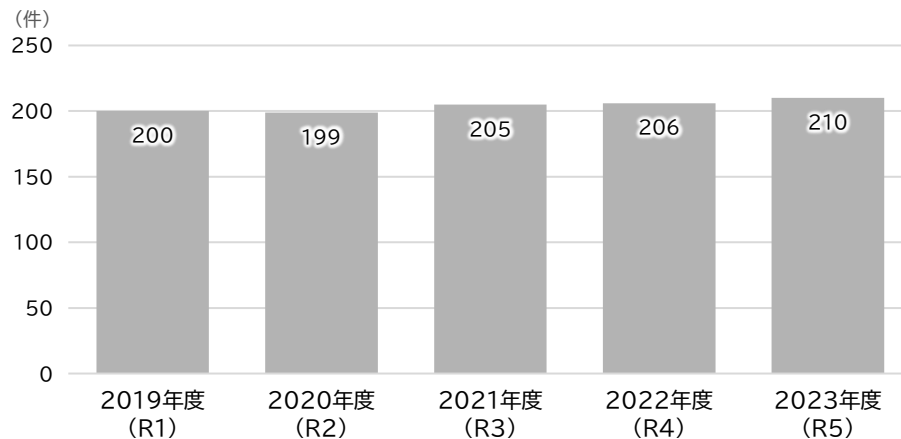
保護司の会員数は年々減少傾向にあり、高齢化に伴う役員の成り手不足も深刻な問題。

● 春日井保護区協力雇用主会の活動状況

雇用主会とは？

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々。

図 春日井保護区協力雇用主会の協力雇用主数の推移



今後やるべきこと

- 地域住民の再犯防止や更生保護の取り組みに対する理解促進
- 犯罪をした者等が、社会で自立した生活を送るための就労・住居の確保
- 犯罪をした者等のうち、高齢者、障がいのある人、生活困窮者、薬物依存者などが適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるしくみづくり
- 民間協力者等の活動促進のための支援や協力体制の構築

みんなの声

保護司の減少、高齢化、担い手不足が進行しており、学校や地域を巻き込んだ担い手発掘や育成が必要。

(保護司)

息の長い支援を求められ、保護観察期間が終了しても、保護司へ相談が来るなど、保護司の負担や業務が増えている。

(保護司)

ワンストップで受け止めてもらえる相談窓口が必要である。

(協議会委員)

具体的な取組み

1
就労の支援

対象者の生活基盤の安定に向け、関係機関と連携し、就労を支援します。

- ・協力雇用主の支援

2
住居確保の支援

対象者の生活基盤の安定に向け、関係機関と連携し、住居の確保を支援します。

- ・市営住宅をはじめとした公営住宅の情報提供
- ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給や見守り支援などを行う体制整備の検討

3
周知・啓発活動の
推進等

「社会を明るくする運動」をはじめ、多様な機会や場を活用して再犯防止や更生保護に関する周知・啓発を行います。

- ・犯罪防止に関する啓発
- ・保護司の役割や活動内容に関する啓発

4
更生保護活動の
支援

更生保護に携わる保護区保護司会、更生保護女性会等の各種団体の活動を支援します。

- ・担い手の確保がしやすい環境の整備
- ・出所者との面談会場の確保

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

施策8 総合的な権利擁護支援の推進

現 状

● 成年後見制度の概要

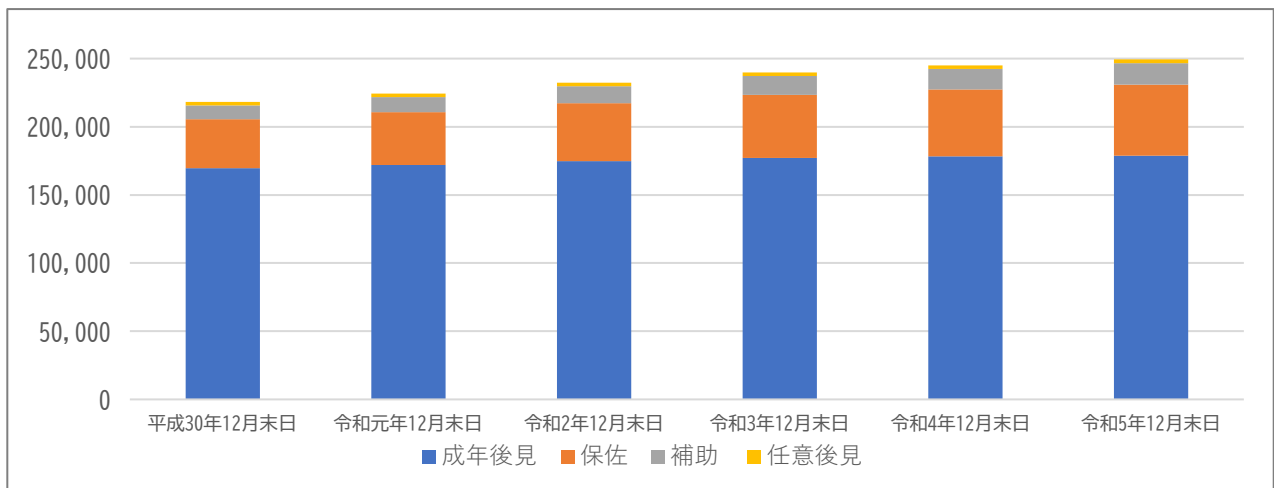
成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を擁護するために選任された援助者により、本人を法律的に支援する制度です。

〔成年後見制度の概要〕

区 分	概 要	後見開始の申し立てることができる人
法定後見制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、補佐人、保助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
任意後見制度	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者

● 成年後見制度の利用状況

我が国の成年後見制度の利用者の推移は次のとおりとなっており、いずれの制度も増加傾向になっています。



● 市長申し立ての推移

虐待や身寄りのない方などやむを得ない場合は、市長が後見開始の申し立てを行います。本市で市長申し立てをした件数は、次のとおりとなっています。

【市長申し立ての件数】

(件)

R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
25	19	16	5	19

● 高齢者・障がい者権利擁護センターの状況

高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関です。認知症や障がいなどにより自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげるなど、総合的な権利擁護支援を行っています。

また、市民後見人の候補者を養成する研修を開催するとともに、市民後見人の受任者に対し、定期的な面談や契約などの手続き時の同行支援をするなど、伴走的な支援を行っています。

あわせて、市民や関係機関を対象に、制度に関する広報や講演会、研修会を開催するなどを通じて、成年後見制度の理解促進や普及・啓発に努めています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）に向け、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる2025年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはさらに増大する見込みであり、今後、権利擁護センターの役割と機能の強化が重要になることが予想されます。

【成年後見制度に関する相談・利用支援の実績】 (件)

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数（うち新規）		555（168）	764（214）	736（228）	874（253）

● 市民後見人の状況

平成28年度から市民後見人養成研修を開始し、現在、44人の市民が養成研修を修了しています。そのうち34人が市民後見人登録をしており、実際に17人が後見人として活動しており、徐々に増加しています。

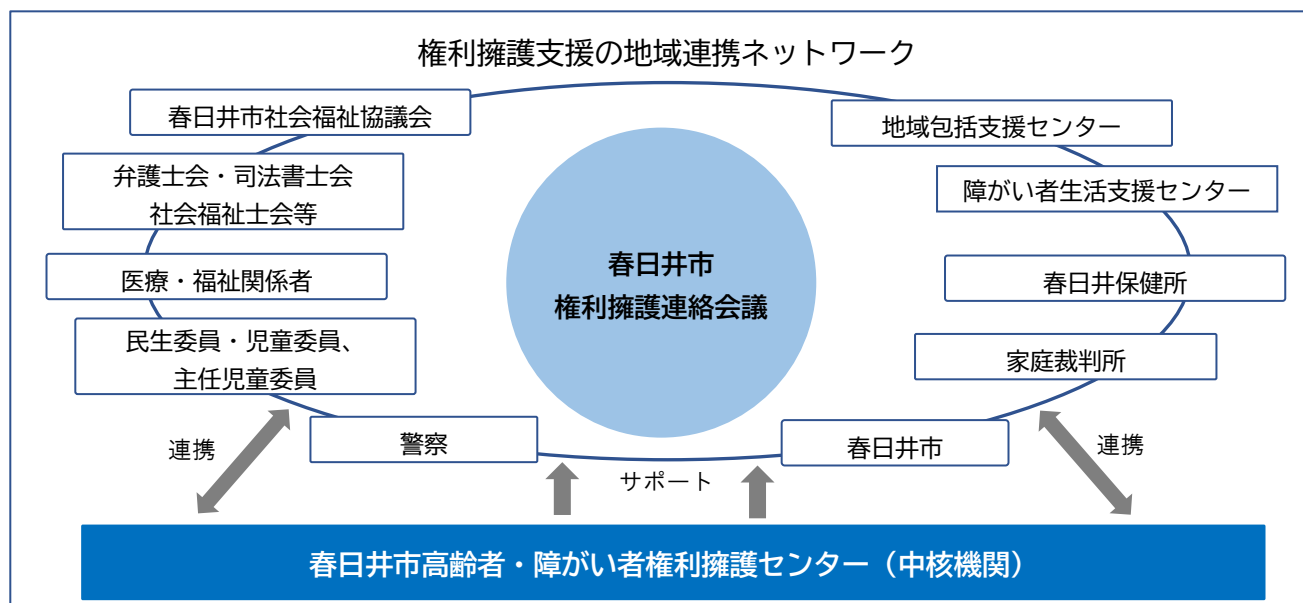
【市民後見人の新規受任数】 (人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2	1	7	0	4

● 権利擁護支援の地域連携体制

本市では、成年後見制度の利用促進と当事者の権利擁護の推進を図るため、令和3年度から「春日井市権利擁護連絡会議」を設置し、地域における権利擁護支援のネットワークづくりに取り組んでいます。

【権利擁護連絡会議の体制】



今後やるべきこと

- 様々な分野における権利擁護支援と成年後見制度の理解促進
- 支援に関わる担い手の育成や支援者の資質向上
- 本人を中心とした意思決定支援や成年後見制度の利用促進

みんなの声

(協議会委員)

(協議会委員)

(協議会委員)

具体的な取組み

1

総合的な
権利擁護支援

総合的な権利擁護支援を推進するため、日常生活自立支援事業の効果的な実施とともに、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に成年後見制度へ移行できるよう、身寄りのない人等への支援や法人後見の確保に向けた検討を行います。

- ・日常生活自立支援事業との連携推進
- ・身寄りがない人の対応に関する調査研究及び周知・啓発の実施
- ・法人後見制度に関する調査研究

2

成年後見制度の
運用改善

成年後見制度を利用促進するため、市民後見人の育成・支援や成年後見制度利用支援事業を推進します。

- ・成年後見制度の啓発と制度理解の促進
- ・成年後見活用講座や市民後見人のつどいの実施
- ・成年後見制度利用支援事業の実施

3

権利擁護支援の
地域連携ネットワ
ークの推進

地域連携ネットワークを推進するため、中核機関※の周知と権利擁護支援の理解を図り、地域の多様な主体がネットワークに参加できるよう支援します。

- ・中核機関を中心とした本人を取り巻く支援体制の整備
- ・地域連携ネットワークの中での中核機関の役割の明確化と周知

指 標

	指 標	現状値	目 標
1			
2			

※中核機関：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。